

Tattvasaṃgraha 及び *Tattvasaṃgrahapañjikā*
第 18 章「推理の考察 (Anumānaparīkṣā)」
和訳と訳注 (1)

志賀 浄 邦

I. はじめに

本稿は、*Tattvasaṃgraha* (以下 TS) とその注釈 *Tattvasaṃgrahapañjikā* (以下 TSP) 第 18 章「推理の考察 (Anumānaparīkṣā)」の和訳研究である。同章の先行研究としては、1939 年に Arnold Kunst 氏によって発表された独訳と TS の校訂テキスト (KUNST[1939])⁽¹⁾ が挙げられるが、それ以降、同章の本格的な翻訳研究は存在しない⁽²⁾。Kunst 氏によるこの研究成果は、周辺資料の乏しい当時の業績としては非常に精度の高いものであるが、(1) Swami Dwarikadas Shastri 氏による刊本 (=S) の出版前であったこと、(2) 写本 (=J) を使用していないこと、(3) Dignāga, Dharmakīrti およびその注釈者たちの多くの著作が未出版であったこと、(4) Kunst 氏の業績以後著しい発展を遂げた仏教論理学関連の研究成果が反映されていないこと、などの点から全体的に情報不足であることは否めない。

本稿の目的は、Jaisalmer 写本をはじめ Kunst 氏が参照していない諸資料を使用することによって彼の業績を批判的に検討し、TS(P)「推理の考察」章のより正確な読み・解釈を提示する

⁽¹⁾Kunst 氏による TS の校訂テキストは、K のみを参照したものであり、これには TS のチベット訳テキスト (デルゲ版・北京版・ナルタン版参照) も含まれる。またその後同氏によって、TSP 部分のみのチベット訳テキスト (KUNST[1947]) が出版された。これもデルゲ版・北京版・ナルタン版を参照している。

⁽²⁾今回翻訳を行う箇所 (TS 1361-1417) に関しては、他に以下の先行研究を挙げることができる。

・MOOKERJEE[1935: 378-400] (TS 1363-1417 の内容概説)

・MIMAKI[1976: 53 with n.207f] (TS 1366-1368, 1378, 1385 の仏訳)

・宇野 [1980: 8ff] (TS 1363-1378 の和訳)

・BALCEROWICZ[2003: 343f] (TS 1363-1378 の英訳)

・STEINKELLNER[2004: 188] (TS 1364 の一部の読みの訂正と英訳)

その他、御牧 [1986: 236ff], BATTACHARYA[1986: 94 with n.44f], KAJIYAMA[1999: 34f] にも内容の解説がある。

ことにある。同章 (vv. 1361-1485) 中、今回訳出する箇所 (vv. 1361-1417) の主題は、証因の一条件を主張するジャイナ教徒と三条件を擁護しようとする仏教徒の論争である。この論争の様相とその思想的意義についてはすでに他稿において論じた⁽³⁾ためここでは詳説しないが、この部分が TS(P) 「推理の考察」章全体の半分近くを占めていることから、ジャイナ教徒によるこの主張が当時の仏教論理学者たちにかに大きなインパクトを与えたかが伺える。対論者であるそのジャイナ教徒とは、ジャイナ論理学の創始者とも目される Pātrasvāmin という人物である⁽⁴⁾。彼の著作は現存しないため、断片を収集し著作を再構成する以外に彼の思想を知る手段はないが、その主要な断片回収元がこれから訳出する TS(P) 「推理の考察」章である。そのため、本章はジャイナ論理学史を考察する上でも必要不可欠な資料であるといえる。ジャイナ教諸論書から得られる情報を訳注に反映させること、またジャイナ論理学の観点から「推理の考察」章のテキストを読むことも、本稿の目的の一つとしたい。

II. 翻訳にあたって

(a) 和訳・訳注の中で使用する一般的記号・略号

[...]	訳・解釈を補足する際に使用
(...)	言い換えおよび対応する原語を表示する際に使用
< ... >	術語の明示および特定の語句の強調の際に使用
J	TS/TSP Jaisalmer 写本 ⁽⁵⁾
K	E. Krishnamacharya 氏による TS(P) 刊本
S	S.D. Shastri 氏による TS(P) 刊本
Pā	S の脚注に見られる Paṭan(Pattan) 写本の読み
Gā	S の脚注に見られる Gaekwad 本 (=K) の読み
T	チベット訳
D	チベット大蔵経 sDe dge 版
P	チベット大蔵経北京版
Kunst	KUNST[1939] 所収の TS 校訂テキスト (独訳中の TSP の訂正も含む)
Kunst(T)	KUNST[1947] 所収の TSP チベット訳テキスト
em.	emendation
n.e.	no equivalent
om.	omitted
Skt.	Sanskrit
Ce	<i>citatum ex alio</i> (別のテキストからの明示的引用)
Ce'	<i>citatum ex alio usus secundarī</i> (二次的に使用される別のテキストからの引用)

⁽³⁾ 志賀 [2003] 参照。

⁽⁴⁾ 志賀 [2003], [2005: 54-57] 参照。

⁽⁵⁾ この写本の由来、写本の状態等についての詳細は、FUNAYAMA[1992: 51, n.26] を参照のこと。

- Ce'e** *citatum ex alio usus secundari modo edendi*
(差異を伴って二次的に使用される別のテキストからの引用)
- Pv** *textus parallelus variatus*
(同著者の別のテキストにおける差異を伴った平行箇所)
- Re** *relatum ex alio* (先行する別のテキストから伝えられた内容)⁽⁶⁾

(b) 訳出の際の基本方針

1. 太字は、TS 本文と TSP 中の *pratīka* を示す。
2. TS の偈番号、また本文・脚注において TSP を言及する際、便宜上ページ数・行数の表示は S に従う。⁽⁷⁾
3. 訳出順序について：原則として TS の偈の間に対応する TSP を挿入する形、すなわち K のスタイルに従うが、必要に応じて修正を施す。
4. Kunst 氏の読み・解釈との異同がある場合、訳注においてそれを明示する。
5. TS(P) チベット訳の扱い： KUNST[1939: VIII], FUNAYAMA[1992: 52] も指摘しているように、TSP のチベット訳は全体を通じて非常に正確であるため、テキストを訂正する際の第一の根拠としても採用する。一方、TS のチベット訳は、原文に忠実でない他、誤読も含むため訂正の際の第一の根拠とはしない。ただし TSP 中の *pratīka* は TS 本文の訂正にも利用する。
6. Kunst, K, S にはない J による新たな読み、および訳者の提案する新たな訂正については、特に 下線 を付して明示する。⁽⁸⁾

(c) 今回訳出する箇所の各資料の位置

1. TS 1361–1417
 - (Skt.) K 1362-1418; S 1361-1417; J69a2-71b4; KUNST[1939: 7-53].

⁽⁶⁾ Ce, Ce', Ce'e, Pv, Re それぞれの記号についての詳細な説明については、STEINKELLNER[1988], STEINKELLNER/KRASSER[1989: 10-13], KRASSER[1991: 8-10], STEINKELLNER/KRASSER/LASIC[2005: lii-liv] を参照のこと。

⁽⁷⁾ K と S で偈の通し番号が異なるのは、TS 526 をカウントしているかどうか起因している。K は、写本には存在しない TS 526 を TSP によって本来は存在していたと仮定し、TS 526 を通し番号としてカウントする。一方、新たな写本を確認した S は、これを誤りと考え通し番号としてはカウントしない。なお、K が TS 526 が本来は存在したという根拠とする TSP の “athavā bhāva ityādi” という記述は実際には TS 525c に対応するため、TS 526 が存在したとする根拠としては弱い。また、チベット訳を含め TS 526 に対応すると思われる TSP も存在しないため、現在までのところ S の偈番号の方を正しいと考えるのが妥当である。STEINKELLNER/MUCH[1995: 56] も参照のこと。

⁽⁸⁾ その他、TS(P) の校訂・翻訳の際の方法論については FUNAYAMA[1992: 50-52] も参照のこと。

- (Tib.) KUNST[1939: 7-53] (D4266, vol. 18, ze, 50a5-52a6; P5764, vol. 138, 'e, 61a9-63b6); C vol. 112, ze, 50a3-52a3; G, vol. 89, 'e, 63b3-66a5.

2. TSP ad TS 1361-1417

- (Skt.) K404,13-416,17; S494,22-509,10; J162a8-165b6.
- (Tib.) Kunst(T) 166,3-184,14 (D4267, vol. 19, 'e, 24a4-30b4; P5765, vol. 139, ye, 52a5-59b7); C vol. 113, 'e, 28a2-36b5; G vol.90, ye, 56b6-66a3.

(d) TS(P) 「推理の考察」章 (vv. 1361-1417) シノブシス

1. 仏教徒による二種の推理の定義 (vv. 1361-1362)
2. Pātrasvāmin の証因の一条件 (vv. 1363-1378)
 - 2.1. 一般的概説 (vv. 1363-1369)
 - 2.2. 一条のみを備えた証因の有効性 (v. 1370)
 - 2.3. 二つの条件をもつ証因 (vv. 1371-1377)
 - 2.3.1. 第二条件を満たさない証因 (1) (vv. 1371-1373)
 - 2.3.2. 第三条件を満たさない証因 (vv. 1374-1375)
 - 2.3.3. 第二条件を満たさない証因 (2) (v. 1376)
 - 2.3.4. 主題所属性を満たさない証因 (v. 1377)
 - 2.4. 総括 (v. 1378)
3. 仏教徒による批判 (vv. 1379-1417)
 - 3.1. anyathānupapatti はどこで把握されるのか? (vv. 1379-1388)
 - 3.1.1. 第一の選言支の否定 (vv. 1380-1384)
 - 3.1.2. 第二の選言支の否定 (vv. 1385-1387)
 - 3.1.3. 第三の選言支の否定 (v. 1388)
 - 3.2. Pātrasvāmin によって提示された推論式に対する批判 (vv. 1389-1411)
 - 3.2.1. 一条のみを備えた証因 (v. 1370) に対する批判 (vv. 1389-1393)
 - 3.2.2. 第二条件を満たさない証因 (1) (vv. 1371-1373) に対する批判 (vv. 1394-1401)
 - 3.2.3. 第三条件を満たさない証因 (vv. 1374-1375) に対する批判 (vv. 1402-1404)
 - 3.2.4. 第二条件を満たさない証因 (2) (v. 1376) に対する批判 (vv. 1405-1407)
 - 3.2.5. 主題所属性を満たさない証因 (v. 1377) に対する批判 (vv. 1408-1411)
 - 3.3. 結論 (vv. 1412-1414)
 - 3.4. 「彼は浅黒い。かの人の息子であるから」という推論式に対する批判 (vv. 1415-1417)

III. TS/TSP「推理の考察」章和訳 (vv. 1361-1417)

1. 仏教徒による二種の推理の定義

(J162a8; K404,13; S494,22; Kunst(T) 166,3 [D24a4; P52a5])
[Śāntarakṣita は], これから推理の定義を述べる。「svapara-」云々と。

(J69a2; D50a5; P61a8)

一方, 推理は自分のための [推理] と他者のための [推理] という区別によって二種であると認められる。自分のための [推理] とは, 三条件をもつ証相にもとづいて推理されるべき対象を認識することである。

svaparārthavibhāgena tv anumānaṃ dvidheṣyate /
svārthaṃ trirūpato⁽⁹⁾ liṅgād anumeyārthadarśanam⁽¹⁰⁾ //TS 1361//

推理は, 自分のための [推理] と他者のための [推理] という区別によって二種類である。そのうち, 自分のための [推理] とは, 三条件を備えた証相にもとづく, つまり (1) 主題所属性, (2) 同類群に存在すること, (3) 異類群全体から排除されていること, というこのような条件をもつ [証相] にもとづく, 推理されるべき対象を対象領域とする知識, その [ような知識] を本質とするものであると理解されるべきである。(1361)

(J69a2; D50a6; P61a8)

一方, 他者のための [推理] とは, 三条件をもつ証相を陳述することであると述べられる。それ故, [三条件のうち] いずれか一つまたはいずれか二つの条件 [のみ] をもつものは疑似的証相であると考えられる。

trirūpaliṅgavacanam⁽¹¹⁾ parārthaṃ⁽¹²⁾ punar ucyate⁽¹³⁾ /
ekaikavidvirūpo 'rtho liṅgābhāsas tato mataḥ⁽¹⁴⁾ //TS 1362//

⁽⁹⁾trirūpato KS : rūpato J

⁽¹⁰⁾Ce'e PS 2.1a'b: svārthaṃ trirūpāl liṅgato 'rthadṛk / (=PVin 2.1a'b; SVR 23,9, 12f)

cf. NP 7,14f: anumānaṃ liṅgād arthadarśanam. liṅgaṃ punas trirūpam uktam.

cf. NB 2.1-3: anumānaṃ dvidhā. svārthaṃ parārthaṃ ca. tatra svārthaṃ trirūpāl liṅgād yad anumeye jñānaṃ tad anumānam.

⁽¹¹⁾-vacanaṃ JK : -vadanam (sic) S

⁽¹²⁾Ce'e NB 3.1: trirūpaliṅgākhyānaṃ parārthānumānam.

cf. PS 3.1cd: tatrānumeyārthanirdeśo hetvarthaviṣayo mataḥ // (=PVA 488,5; PVV 314,22)

⁽¹³⁾ucyate JK : ucyate (sic) S

⁽¹⁴⁾Ce'e PS 2.6cd (北川 [1965: 456])

(K) P111b3f: tshul ni re re'am gnyis gnyis kyi // rtags ni don gyi don byed min //

(V) D29b1; P30a7: tshul re re dang gnyis gnyis pa // rtags don min par don gyis byas //

(J162b1; K404,20; S495,8; Kunst(T) 166,10 [D24a5; P52a7])

一方、他者のための [推理] とは、すでに述べた通りの三条件をもつ証相を明示する (prakāśaka) 陳述を本質とするものである⁽¹⁵⁾と見なされるべきである。[問:] 「疑似的推理の⁽¹⁶⁾定義は述べられないのか⁽¹⁷⁾」というので、「ekaika-」云々と答える。[推論式:] 「音声は恒常なものである⁽¹⁸⁾。(a) 作られたものであるから、(b) 形態をもつから、(c) 認識されえないから⁽¹⁹⁾」という [推論式において、三つの証因] は、[三条件のうち] いずれか一つの条件をもつ。なぜなら、順次 [(a) には] 主題所属性⁽²⁰⁾のみ、[(b) には] 同類群に存在することのみ、[(c) には] 異類群から排除されることのみが存在するからである。そのうち (= 疑似的証因のうち)、いずれか二つの条件をもつ [証因] とは、例えば、[推論式:] 「音声は無常なものである⁽²¹⁾。(A) 眼で見られるから、(B) 耳で聞こえるから、(C) 形態をもたないから」といったものである。[これら三つの証因には] 三条件のうち、順次、[(A) には] 主題所属性のみ、[(B) には] 同類群に存在することのみ、[(C) には] 異類群から排除されることのみが存在しないからである。⁽²²⁾ そのことは [PS においても

cf. NB 3.109: evam eṣāṃ trayāṇāṃ rūpāṇāṃ ekaikasya dvayor dvayor vā rūpayor asiddhau sandehe vā yathāyogam asiddhaviruddhānaikāntikās trayo hetvābhāsāḥ. 「このように、これら [証因の] 三つの条件のうちで、いずれか一つあるいはいずれか二つが成立しない場合、あるいは疑わしい場合、それぞれ [の場合] に応じて、不成立、矛盾、不確定という三種の疑似的証因となる。」

⁽¹⁵⁾Ce'e PS 3.1ab: parārthānumānaṃ tu svadṛṣṭārthaprakāśanam / (=PVA 467,5; PVV 309,9f)

⁽¹⁶⁾athānumānābhāsasya JK (cf. rjes su dpag pa ltar snang ba'i T) : athānumānābhāvasya S

⁽¹⁷⁾cf. KUNST[1939: 8]: "... wie ist die Definition des Schein-hetu?"

⁽¹⁸⁾KUNST[1939: 8]: "der Ton ist vergänglich ..." は後の推論式との単なる取り違えと思われる。

⁽¹⁹⁾cf. gzhal bya yin pa'i phyir T (=prameyatvāt)

⁽²⁰⁾pakṣadharmatva- JS (phyogs kyi chos nyid T) : pakṣasattva- K

⁽²¹⁾KUNST[1939: 9]: "der Ton is unvergänglich ..." は上の推論式との単なる取り違えと思われる。

⁽²²⁾cf. PSV (北川 [1965: 456f])

(K) P111b4-7: de la tshul re re'i ni gang rjes su dpag pa kho na la yod gyi / de gang mtshungs pa la med la / de med pa la med pa ma yin pa dang / de dang mtshungs pa la yod gyi / rjes su dpag par bya la med la / de med pa la med pa'ang ma yin pa dang / de med pa la med gyi / rjes su dpag par bya ba la med la de dang mtshungs par bya ba la'ang med pa'o // tshul gnyis gnyis ni / dper na rjes su dpag par bya ba la yod la / de la mthun pa la yod la / de med pa la med pa ma yin pa dang / rjes su dpag par bya ba la yod la / de med pa la med cing / de dang mtshungs pa la med pa dang / de dang mthun pa la yod la / de med pa la med cing / rjes su dpag par bya ba la med pa ste / gtan tshigs ltar snang ba drug po 'di shugs kyis dgag par rigs par bya'o //

(V) D29b1-4; P30a7-30b3: de la tshul re re ba ni gang rjes su dpag par bya ba la yod do // de dang mthun pa la ni med // de med pa la ni med pa ma yin pa dang / de dang mthun pa la yod / rjes su dpag par bya ba la ni med / de med pa la ni sems med pa ma yin pa dang / de med pa la med / rjes su dpag par bya ba la yang med / de dang mthun pa la yang med pa'o // tshul gnyis gnyis pa ni 'di ltar rjes su dpag par bya ba la yod / de dang mthun pa la yang yod / de med pa la yang med pa ma yin pa dang / rjes su dpag par bya ba la yod do // de med pa la med / de dang mthun pa la yang yod pa ma yin pa dang / de dang mthun pa la yod / de med pa la med / rjes su dpag par bya ba la yang med pa'o zhes bya ba de dag gis ni

以下のように述べられている。

「音声は恒常なものである。作られたものであるから、形態をもつから、認識されえないから。[音声は] 無常なものである。形態をもたないから、耳で聞こえるから、眼で見られるから」⁽²³⁾

と。(1362)

2. Pātrasvāmin の証因の一条件

2.1. 一般的概説

(J162b2; K405,1; S495,22; Kunst(T) 167,2 [D24b2; P52b3])

[Śāntarākṣita は] 「*anyathā-*」云々ということによって、Pātrasvāmin⁽²⁴⁾の見解を予期する。

rtags ltar snang ba rnam pa drug tu bsgrubs par don gyis go bar rig par bya'o //

北川 [1965: 102] も参照のこと。

⁽²³⁾Ce PS 2.7 (北川 [1965: 457])

(K) P111b7f: byas phyir sgra ni rtag pa dang // lus can phyir dang gzhan min phyir //

lus min phyir dang mnyan bya las // mi rtag mig gi gzung bya'i phyir //

(V) D29b4f; P30b3: sgra rtag byas pa'i phyir lus can // phyir dang gzhal bya min phyir ro //

lus can min phyir mnyan bya'i phyir // mig gis gzung ba'i[bya'i P] phyir mi rtag //

⁽²⁴⁾ジャイナ教徒の Pātrasvāmin という人物とその年代についての詳細は、志賀 [2003: 61ff with n.8-33] , TSP(K) intro, XCI-XCII, SVin, intro. 36; 71f を参照のこと。ここでは、Pātrasvāmin について現在までに判明している主な点をまとめておく。

(1) 呼称について

彼は、Pātrasvāmin の他、Pātrakesarin, Pātrakesarisvāmin という名でも呼ばれていた。(SVinT̄ 371,19: svāminaḥ pātrakesarinaḥ. NVinVi 2.177,20f: ... devyā padmāvatyā Pātrakesarisvāmine samarpitam anyathānupapattivārttikam tad āha.)

(2) 著作について

彼は、*Trilakṣaṇakadarthana* (『三条件の無効性』) という論理学書を著したと伝えられている。(SVinT̄ 371,19-372,1: tena tadviṣaya-*Trilakṣaṇakadarthanam* uttarabhāṣyaṃ yataḥ kṛtam. NVinVi 2.234,26f: *Trilakṣaṇakadarthane* vā śāstre vistareṇa śrī-Pātrakesarisvāminā pratipādanāt.)

(3) 年代について

(a) *Nyāyāvatāra* の作者 Siddhasena は、NA 22ab において、証因一条件説を主張した者として先行するジャイナ論理学者をほめかしている。このことから、Pātrasvāmin は Siddhasena に先行するジャイナ論理学の祖師の一人だったのではないかと推測できる。(BALCEROWICZ[2001: intro. xxx-xxxi; 242f, n.444] 参照)

(b) 以下の NVinVi の記述によると、Pātrasvāmin は、証因の三条件のみならず三種の証因に対しても批判を行ったとされることから、Dharmakīrti 以後に活躍した、あるいは少なくとも Dharmakīrti の見解を知っていたと考えられる。NVinVi 2.198,29f: tad evam unnāmāder akāryasvabhāvasyāpi liṅgatvopapādanena traividhyaniyamaṃ pratiṣidhya Pātrakesarisvāmināpi tanniyamaḥ pratiṣiddha iti darśayaṃ tadvacanam āha: upalabdheś ca hetutvād antarbhāvāt svabhāvataḥ /

(J69a3; D50a7; P61b1)

[Pātrasvāmin:] [ある証因に、所証が成立する以外の] <他のあり方では成立しえないこと> [という条件] が存在する場合、[その証因は] 正しい証因であると見なされる。[ある証因に、<他のあり方では成立しえないこと> という条件が] 存在しない場合、[その証因が] 三つの要素をもつとしても [それは正しい証因では] ない。それ故、三つの条件をもつ諸々の証因は[所証の立証に対して] 無能である。⁽²⁵⁾

anyathānupapannatve⁽²⁶⁾ nanu dṛṣṭā suhetutā /
nāsati tryaṃśakasyāpi tasmāt klībās trilakṣaṇāḥ⁽²⁷⁾ //TS 1363//

実に、彼 (= Pātrasvāmin) は [以下のように] 述べる。「<他のあり方では成立しえないこと> が [存在する] 場合にのみ、証因は正しいが、三条件をもつ [証因] は [正しく] ない⁽²⁸⁾。すなわち、[証因に] <他のあり方では成立しえないこと> [という条件] が存在しない場合、[例えば] かの人の息子であるから⁽²⁹⁾等 [の証因] は、三つの要素をもつとしても、正しい証因であるとは見なされない。⁽³⁰⁾ それ故、三条件をもつ諸々の証因は無能である、つまり [論証] 能力をもたない

tayor anupalambheṣu niyamo na vyavasthitāḥ // (NVin 340 [=2.171cd-172ab])

「このようにして、[天秤の] 上昇等、結果・本質のいずれでもないものも、[正しい] 証相であることを証明することによって、[証因を] 三種に限定することを否定した後に、Pātrakesarivāmin によっても、[証因を] それ (= 三種) に制限することが否定された、ということを示そうとして、[Akalaṅka は] 彼 (=Pātrakesarivāmin) の言葉を述べる。

『結果の証因等のみならず] 認識もまた [正しい] 証因であるから、それら二者 (= 結果・本質としての証因) は、本質的には (svabhāvataḥ) 諸々の非認識に含まれるので、[証因を三種に] 制限することは確立されない。』

(a), (b) より Pātrasvāmin の年代は、Dharmakīrti (ca. 600-660) 以後、Siddhasena, Śāntarakṣita (ca. 725-788) 以前、つまり 7 世紀後半 - 8 世紀前半頃と想定しうる。

⁽²⁵⁾類似の内容の記述が NVin に見られる。

NVinVi 2.232,24f: samprati cirantanācāryānusmaraṇena puṇyātiśayāvāptim abhisamādadhānaḥ śrīmat-Pātrakesarivacanena hetvābhāsānām upasaṃhāraṇaṃ darsayann āha:

anyathānupapannatvarahitā ye trilakṣaṇāḥ /

akiṃcitkārakān sarvān tān vayaṃ saṅgirāmahe // (NVin 370cd-371ab [=2.202 in NVinVi])

「今、古き先生方を想起することによって、福德という特性の獲得を目指す者 (=Akalaṅka) は、吉祥なる Pātrakesarin の言葉によって諸々の擬似的証因の総括を示そうとして述べる。『他のあり方では成立しえないことを欠く、三条件をもつようなもの、それらは全て何も生み出さないものであると我々は認める。』

⁽²⁶⁾anyathānupapannatve JK : anyathānupapapannatve (sic) S

⁽²⁷⁾trilakṣaṇāḥ KS : trilakṣaṇā J

⁽²⁸⁾hetur na JK : hetu, naḥ S

⁽²⁹⁾この証因を含む推論式全体は「彼 [の肌の色] は浅黒い。かの人 (=父親) の息子であるから。例えば、すでに見られた他の浅黒い [肌の息子] たちのように。(TS 1369 参照)」といったものである。仏教側からの答論部分 (TS 1415-1417) では、否定的遍充関係が疑わしく三種の証因のいずれにも当てはまらない誤った証因であるとして批判される。

⁽³⁰⁾Pv NBPS D93b6; P115a6f: sNod kyi rje[rjes D] na re ni gzhan du mi 'thad pa'i ngo bo gcig pu kho na gtan tshigs kyi[kyis D] rtogs par byed pa nyid kyi yan lag yin gyi / phyogs kyi chos la sogs pa'i mtshan nyid kyi tshul gsum pa ni ma yin no // 'di ltar sngo bsangs yin te de'i bu yin pa'i phyir / de'i bu snang ba

(aśakta⁽³¹⁾)」と。[anyathānupapannatva という語のうち]「他のあり方では」というのは、所証なしには[ということで、全体で、所証なしには証因が]成立しえないこと[となる]。つまり、証因は所証[存在する場合]にのみ存在する、という意味である。(1363)

(J162b3; K405,8; S495,22; Kunst(T) 167,12 [D24b4; P52b6])

「anyathā-」云々ということにより、[Pātrasvāmin は]肯定的[事例]と否定的[事例]を示すことによって⁽³²⁾(anvayavyatirekasamdarśanena)、<他のあり方では成立しえないこと>という一条件のみをもつ⁽³³⁾証因[の正当性]を詳細に検証する。

(J69a3; D50a7; P61b2)

<他のあり方では成立しえないこと>[という条件]を備えたものが[正しい]証因と認められる。そのようなもの(=証因)はただ一つの条件をもつ。あるいは、[その証因は]四つの条件をもつ[かもしれないし]、そうではない(=四つの条件をもたない)[かもしれない]。⁽³⁴⁾
anyathānupapannatvaṃ yasyāsau hetur iṣyate /⁽³⁵⁾

bzhin[yin D] no zhes bya ba'i gtan tshigs 'di la tshul gsum pa yod kyang gzhan du mi 'thad pa nyid kyi yan lag med pa'i phyir rtogs par byed pa nyid ma yin no //

「Pātrasvāmin (sNod kyi rje) は述べる。他のありかたでは成立しえないことという一条件のみが、証因が[所証を]知らせるものとなるための要素 (yan lag, *aṅga) なのであって、主題[所]属[性]等と定義された三条件が[知らせるものとなるための要素]なのではない。すなわち、「[彼は]浅黒い。かの人の息子であるから。見られている彼の[他の]息子のよう」という[推論式]におけるこの証因に三条件は存在するが、<他のありかたでは成立しえないこと>という要素は存在しないので、[三条件をもつ証因は所証を]理解させるものではない。」

⁽³¹⁾aśaktāḥ Kunst (cf. nus pa med pa yin no T) : asaktāḥ JKS

⁽³²⁾anvayavyatireka-をどう訳すかが問題となるが、後続する TS 1364 では特に肯定的遍充関係と否定的遍充関係が述べられているわけではないので上のように訳出した。(cf. KUNST[1939: 12]: "... erörtert [Pātrasvāmin] ausführlich an Hand der positiven und negativen Instanzen den *hetu*, ...") 具体的に「肯定的事例」とは、証因が三条件の全てあるいはそのうちのいずれかを満たしているかどうかには関係なく<他のあり方では成立しえないこと>という一条件を満たしていれば正しいものとなる場合を指す。一方「否定的事例」とは、たとえ三条件を満たしていてもこの一条件を満たしていない限りは正しい証因とはならない場合を指す。

⁽³³⁾anyathānupapannatvaṃ evaikalakṣaṇaṃ JS (cf. gzhan du mi 'thad pa nyid ces bya ba'i gtan tshigs mtshan nyid gcig pa nyid du ... T) : anyathānupapannatvaikalakṣaṇaṃ K

⁽³⁴⁾Steinkellner 氏は c 句 arthaś を arthāc に訂正後、以下のような新たな訳を提案している。

STEINKELLNER[2004: 188]: "(We) hold a (correct) logical reason is that which is endowed with (the characteristic of) 'impossibility otherwise'. This (logical reason) has one characteristic [only]. [However] by presumption it may [as well] have four characteristics, or not."

⁽³⁵⁾ab 句は、HBTĀ 374,3 にも引用される。

ekalakṣaṇakaḥ so 'rthaś⁽³⁶⁾ caturlakṣaṇako⁽³⁷⁾ na vā //TS 1364//

<他のあり方では成立しえないこと>というただ一つの条件が存在しているようなもの、そのようなものがただ一つの条件をもつ [もの] である⁽³⁸⁾。そのようなもの (= 一条件をもつ証因) のみが、世間一般の人々あるいは学者たちによって [正しい] 証因であると認められるのであって、他のものは [正しい証因として認められ] ない。一方、論理的要請によって (arthāpattya), 主題所属性等の三つ [の条件] がまさしくこのこと (= <他のあり方では成立しえないこと> という一条件) によって暗示される⁽³⁹⁾。従って、[証因が] 四条件⁽⁴⁰⁾をもつことさえあるかもしれない⁽⁴¹⁾。あるいは、四条件をもつことはない[かもしれない]。なぜなら、一条件、二条件、あるいは三条件 [をもつ証因] であっても正しい場合があるからである。それ故⁽⁴²⁾、<他のあり方では成立しえないこと>が [証因の] ただ一つの条件である。それ (= <他のあり方では成立しえないこと> という条件) によって [証因が] 一条件をもつと呼称される。[一方、証因が] <他のあり方では成立しえないこと> [という条件] と共に、<同種類のものにおいて成立すること> また <異

⁽³⁶⁾so 'rthaś JKS (cf. 'di ni mtshan nyid gcig pa'i don T) / PST (so' rthaś Skt., mtshan nyid gcig pa can kho na yin pa de ni don T) : so 'rthāc (em. by STEINKELLNER[2004])

この偈は PST 第二章 (PST D81b6; P92a5f; Skt. B54a1) においても引用される。STEINKELLNER[2004] は、Pātravāmin の著作当時の本来のテキストとして、so 'rthāc [“This (logical reason) has ... [However] by presumption ...”] という読みを提案している。訂正の根拠は、TSP 495,24-496,9: arthāpattya tu pakṣadharmatvāditrayam anenaivākṣipiyata iti **caturlakṣaṇako** 'pi vā bhavatu. **na vā** caturlakṣaṇaḥ, yasmāt kvacid ekalakṣaṇo dvilakṣaṇas trilakṣaṇo 'pi vā nyāyyaḥ に見られる arthāpattya という語である。しかしながら、この読みは J, K, S, T, PST [Skt., T] いずれの支持も得られないため、決定的な根拠のない現時点ではテキストの訂正は行わず、J, K, S 通りの読み (so 'rthaś) を保持することとする。なお、artha という語が証因を指す例は、TS 1362 においても見られる。

TS 1362cd: ekaikadvidvirūpo 'rtho līngābhāsas tato mataḥ //

⁽³⁷⁾ここまでの部分は、PSTにおいても、Ahrīka ('Dzem med pa, 「恥のない者 [= ジャイナ教徒に対する蔑称]」) の説として引用される。ただし PST のチベット訳者はこれを偈とは考えていなかったようである。PST D81b6; P92a5f: gang zhig gi rnam pa gzhan du mi 'thad pa nyid 'di gtan tshigs su 'dod de[te P] / mtshan nyid gcig pa can kho na yin pa de ni don mtshan nyid bzhi can kho na'o zhes te / (Skt. B54a1: anyathānupapannatvaṃ yasyāsau hetu ṣyate. ekalakṣaṇakaḥ so 'rthaś caturlakṣaṇa eveti.) STEINKELLNER[2004: 186 with n.9] も参照のこと。

⁽³⁸⁾ekalakṣaṇaka (TS 1364c) が Bahuvrīhi-複合語であることの説明。

⁽³⁹⁾cf. NBPS D49a3; P115b3f: phyogs kyi chos kyang gzhan du mi 'thad pa nyid kho na'i khongs su 'dus pa'i phyr ro //

⁽⁴⁰⁾「四条件」というのは、証因の三条件に「他のあり方では成立しえないこと」という条件を加えた四つを指す。

⁽⁴¹⁾Kunst 氏は、iti までの内容を別のある者の意見と解釈している。cf. KUNST[1939: 12]: “Würde nun jemand behaupten, in ihm [obwohl er nur durch ein einziges Merkmal, nämlich die *anyathānupapatti* gekennzeichnet ist] seien die drei Bedingungen, nämlich das *pakṣadharmatva* usw., implicite ausgedrückt, dann wird er zu einem indirekt (*arthāpattya*) durch vier Merkmale gekennzeichneten (*caturlakṣaṇa*) *hetu* [nämlich: gekennzeichnet durch das *anyathānupapannatva* + 3 Bedingungen].”

⁽⁴²⁾tasmād KS (cf. 'di ltar T) : yasmād J

種類のものから排除されること > [という二つの条件を満たす] と考えると, [証因は] 二つの条件をもつ。[証因が] <他のあり方では成立しえないこと>, <同種類のものにおいて存在すること>, <論証対象とは異類のものから排除されること> という [条件を満たせば, 証因は] 三条件をもつ。しかしながら, [証因が] 主題所属性等の条件である三つの属性を⁽⁴³⁾備えることにもとづいて, 三条件をもつ証因が [正しいと] 認められるわけではない。それ (= 三条件をもつ証因) は, 正しい知識 (samyagjñāna) に対する原因としては妥当でないからである⁽⁴⁴⁾。(1364)

(J162b5; K405,20; S496,15; Kunst(T) 168,9 [D25a1; P53a4])

あるいはまた, [<他のあり方では成立しえないこと> が証因の三条件に比べて] 最優位であること⁽⁴⁵⁾ から, <他のあり方では成立しえないこと> という名 (nāmadheya) によってのみ⁽⁴⁶⁾, [証因は] 「一条件をもつもの」と呼称されるが, 主題所属性等によって [「三条件をもつもの」と呼称されること] はない。なぜならそれら (= 三条件) は, [一条件に比べて] 優位でないから, あるいは何も生み出すことがない (akiñcitkara⁽⁴⁷⁾) からである。[Pātrasvāmin は], 以上のことを示そうとして 「yathā」云々という。

(J69a4; D50b1; P61b3)

例えば世間において, [ある人が] 三人の息子をもっている場合, その [うち] 一人がよい息子であるために, 「一人の息子をもつ人」と呼ばれる。この場合も (= 証因の条件の場合も) また同様であると見なされるべきである。

yathā loke triputraḥ sann ekaputraka ucyate /
tasyaikasya suputratvāt⁽⁴⁸⁾ tatthehāpi ca drśyatām //TS 1365//

(J162b6; K405,24; S496,17; Kunst(T) 168,15 [D25a3; P53a6])

⁽⁴³⁾-dharma- n.e. T

⁽⁴⁴⁾hetutvānupapatteḥ JK (rgyu nyid du mi 'thad T) : hetutvād upapatteḥ S
cf. KUNST[1939: 13]: “Denn es kommt ihm nicht die Gültigkeit eines *hetu* zu, der zu einer wahren Erkenntnis [führen könnte].”

⁽⁴⁵⁾prādhānya という表現は, この部分以外に TS 1378 にも現れる。
TS 1378: tenaikalakṣaṇo hetuḥ prādhānyād gamako 'stu naḥ /
pakṣadharmādibhis tv anyaiḥ kiṃ vyarthaiḥ parikalpitaiḥ //

⁽⁴⁶⁾cf. gzhan du mi 'thad pa nyid ces bya bas ... T

⁽⁴⁷⁾ここで用いられている akiñcitkara とは若干の相違があるかもしれないが, ジャイナ論理学ではこれを証因の誤りを表現する語として用いる用法がある。SHAH[1967: 272f] によれば, Akalaṅka は, 仏教徒によって述べられる asiddha, viruddha, anaikāntika という三種の証因の誤りを理解する一方で, 実際にはこの三つの誤りは akiñcitkara という一つの誤りのうちの種別にすぎないと主張する。これは, 証因一条件説と密接に関わっており, 一条件を満たさない証因は全て akiñcitkara の誤りであると総称されるということになる。(NVin 2.370cd-371ab [=2.202 in NVinVi])

⁽⁴⁸⁾tasyaikasya suputratvāt K/Kunst/S : tasyaikasuputratvāt J

[反論:] 「[三条件をもつ証因には所証との] 不可離関係という結合関係 (avinābhāvasambandha)[があること⁽⁴⁹⁾] から, 三つの条件 [をもつ証因] のみが正しい証因である⁽⁵⁰⁾ ことは妥当である⁽⁵¹⁾」というので, [Pātrasvāmin は] 「avinā-」云々と答える。

(J69a4; D50b1; P61b3)

不可離関係という結合関係⁽⁵²⁾ は, 三条件をもつ諸々の [証因] においては決して [認識されない⁽⁵³⁾。 <他のあり方ではありえないこと⁽⁵⁴⁾> というただ一つの要素をもつ諸々の証因においてのみ [不可離関係という結合関係は] 認識される⁽⁵⁵⁾。

avinābhāvasambandhas⁽⁵⁶⁾ trirūpeṣu na jātucit /
anyathāsambhavaikāṅgahetuṣv evopalabhyate //TS 1366//

「anyathāsambhavaikāṅgahetu」(TS 1366c) [という複合語] は, あるもの X 群にとって, [それぞれの] ただ一つの要素が <他のあり方ではありえないこと> であるような, それら X 群がそのように述べられる。そしてそれら X 群が⁽⁵⁷⁾ そのような諸々の証因である [というように分解される]⁽⁵⁸⁾。(1366)

(J162b6; K406,1; S496,20; Kunst(T) 168,22 [D25a4; P53a7])

「anyathā-」云々ということによって, [Pātrasvāmin は] まさしくすでに述べられた意味内容を総括する。

⁽⁴⁹⁾T: med na mi 'byung ba'i 'brel pa yod pa'i phyir より。

⁽⁵⁰⁾suhetutā JS (gtan tshigs bzang por T) : sahetutā K : hetutā Pā/Gā

⁽⁵¹⁾cf. KUNST[1939: 13]: “Die Gültigkeit des durch drei Merkmale gekennzeichneten Schlusses [wie ihn die Buddhisten lehren] beruht [doch ebenfalls] auf der notwendigen Konkomitanz (avinābhāvasambandha).”

⁽⁵²⁾cf. NVinVi 2.186,24f: sa prasiddhaḥ sa vā Pātrakesarivāminā nirūpito 'vinābhāva eva sambandho hetusādhyayor na tādātmyādis tasyāvyaṅkatvāt.

「それは, というのは確立されたもの, あるいはそれは, というのは Pātrakesarivāmin によって説明されたもの [という意味で, そのような] 不可離関係こそが証因と所証の結合関係であり, 同一性等は [証因と所証の結合関係とはいえない。それ (= 同一性等) は [あらゆる場合を] 網羅するものではないから。」

⁽⁵³⁾na om. J

⁽⁵⁴⁾ここでは, anyathānupapannatva ではなく anyathāsambhava という表現が用いられている。この表現は以下の Akalaṅka の記述中にも見られる。

PSaṃ 12: sambhavadpratyayas tarkaḥ pratyakṣānupalambhataḥ /
anyathāsambhavasiddher anavasthānumānataḥ //12//

PSaṃ 46: anyathāsambhavasiddhaḥ sādhanāḥ pratirūpakāḥ /
virodho 'kiñcitkaro jñātaḥ pratyekam iti saṅgrahaḥ //46//

⁽⁵⁵⁾cf. KUNST[1939: 14]: “Mann stellt sie (=avinābhāvasambandha) fest nur in solchen hetus, ...”

⁽⁵⁶⁾cf. med na mi 'byung 'brel pa'i phyir T

⁽⁵⁷⁾te n.e. T

⁽⁵⁸⁾cf. KUNST[1939: 14]. Kunst 氏はこの複合語を Tatpuruṣa-複合語と解釈しているが, 正確に言えば, anyathāsambhavaikāṅga-までが Bahuvrīhi-複合語であり, それが hetu を修飾していると理解すべきである。

(J69a5; D50b2; P61b4)

<他のあり方では成立しえないこと> [という一条件] を備えるもの、そのようなもののみが [正しい] 証因である。[類似性・非類似性にもとづく] 二種の喩例はまた、存在するかもしれないし、存在しないかもしれない。というのも、それら二つ [の喩例] は [所証の理解の] 原因ではないからである。

anyathānupapannatvaṃ yasya tasyaiva hetutā /
dṛṣṭāntau dvāv api stām vā mā vā tau hi na kāraṇam⁽⁵⁹⁾ //TS 1367//

(J69a6; D50b2; P61b5)

[証因が] <他のあり方では成立しえないこと> [という条件を満たさ] ない場合、三つ [の条件] に⁽⁶⁰⁾何の益があろうか。[証因が] <他のあり方では成立しえないこと> [という条件を満たさ] 場合、三つ [の条件] に何の益があろうか。

nānyathānupapannatvaṃ⁽⁶¹⁾ yatra tatra trayeṇa kim /
anyathānupapannatvaṃ⁽⁶²⁾ yatra tatra trayeṇa kim //TS 1368//⁽⁶³⁾

「[二種の] 喩例」とは、類似性あるいは非類似性を⁽⁶⁴⁾特徴とする [喩例] のことである。「原因ではない」とは、所証の理解の [原因ではない]⁽⁶⁵⁾ということである。(1367)

「<他のあり方では成立しえないこと> [という条件を満たさ] 場合」というこの [cd 句] の後に「<他のあり方では成立しえないこと> [という条件を満たさ] ない場合」という⁽⁶⁶⁾この半分の

⁽⁵⁹⁾cd 句は、HBTĀ 374,4 にも引用される。

⁽⁶⁰⁾cf. NVinVi 2.180,15: athavā trayeṇa kāryasvabhāvānupalambharūpeneti vyākhyeyam.

このように、trayeṇa を結果・本質・非認識という三種の証因と理解する解釈もある。

⁽⁶¹⁾nānyathā- K : anyathā- JS

⁽⁶²⁾anyathā- K : nānyathā- JS

⁽⁶³⁾TS 1368 は、J, S の支持が得られないものの、Kamalaśīla が訂正する前の順序に従って読む。TSP によれば、cd 句の anyathā ... kim を最初に読むべきであるとされる。すなわち、Kamalaśīla の見た TS 写本は nānyathā-anyathā-(= K の読み) であったと考えられる。一方、この偈は他の多くの文献にも引用されるが、その順序は anyathā-nānyathā-であるため、この偈の本来の順序は、Kamalaśīla の指摘通り anyathā- nānyathā-であったと考えられる。しかし、ここではそれを支持する J, S の読みには従わず、Śāntarakṣita の読み (正確にいえば、Śāntarakṣita の見た Pātrasvāmin の著作の写本の読み) を最も忠実に伝えられる Kamalaśīla の読みを尊重し、K の読みを取る。なお、T では TS 1368 の ab 句 (nānyathānupapannatvaṃ ...) に相当する箇所が訳出されていないことも付言しておく。

この偈が引用される文献は以下の通りである。PVSVT 9,9f, SVinT 372,3f, NVin 323[=2.154], TAŚ 203,11; 205,18, SVR 520,5ff, PMī 45,17f, TBV 569,28f, TAŚ 203,11 (=v. 178 ad TAAS 1.13); 205,18, NAVV 102,27f (=v. 43), SVR 520,5ff, ND 207,9f etc.

⁽⁶⁴⁾-vaidharmya- om. J

⁽⁶⁵⁾cf. PMukh 3.38-39: na hi tat sādhyapratipattyaṅgaṃ tatra yathoktahetor eva vyāpārāt. ta-davinābhāvāniścayārthaṃ vā vipakṣe bādhakād eva tatsiddheḥ.

⁽⁶⁶⁾nānyathānupapannatvam ity S (cf. gang la gzhan du mi 'thad med // de la gsum gyis ci zhig phan // zhes bya ba ... T) : nānyathānupapannety JK

句 (=ab 句) が読まれるべきである。(1368)

(J162b7; K406,9; S497,10; Kunst(T) 169,5 [D25a5; P53b1])

三条件をもつ [証因] には、不可離関係という結合関係は存在しないことを示そうとして、[Pātrasvāmin は] 「sa śyāmaḥ」云々という。

(J69a6; D50b2; P61b5)

「彼 [の肌の色] は浅黒い。かの人 (= 父親) の息子であるから。例えば、すでに見られている他の浅黒い [肌の息子] たちのように⁽⁶⁷⁾」という [推論式において]、三条件をもつ証因は、[所証の] 確定のために働くことはない。

sa śyāmas tasya putratvād⁽⁶⁸⁾ dr̥ṣṭāḥ⁽⁶⁹⁾ śyāmā yathetare /
iti trilakṣaṇo hetur na niścīyati pravartate //TS 1369//

2.2. 一条件のみを備えた証因の有効性

(J162b7; K406,12; S497,11; Kunst(T) 169,9 [D25a6; P53b2])

[Pātrasvāmin は] 「tatraika-」云々ということによって、一条件のみをもつ証因の [論証] 能力⁽⁷⁰⁾を、実例の詳述によって (udāharaṇaprapaṅca)⁽⁷¹⁾示す。

(J69a6; D50b3; P61b6)

以下 [の推論式] において、ただ一つの条件をもつ証因は、二種の喩例を欠いている。[推論式:] 「存在と非存在は [何らかの点で] 存在することを本質とする。何らかの点で認識されるから。」

tatraikalakṣaṇo hetur dr̥ṣṭāntadvayavarjitaḥ /
kathāñcid upalabhyatvād bhāvābhāvau sadātmakau //TS 1370//

「存在と非存在は何らかの点で存在することを本質とする。何らかの点で認識されるから。」この [推論式] において、論式の形をとった (prayogātmaka) あるいは事物であるという性質をもった、類似性にもとづく喩例と非類似性にもとづく喩例は、[論証の主題 (= 存在と非存在) の]

⁽⁶⁷⁾この推論式についての詳細は、SHIGA[2001] 参照のこと。筆者はこの論文の中で、tatputratva という疑似的証因の用例を収集・分類し、ジャイナ教徒が仏教徒を批判するために用いる用例との関係を探った。

⁽⁶⁸⁾tasya putratvād KS : tatputratvād J

⁽⁶⁹⁾dr̥ṣṭāḥ J/Kunst : dr̥ṣṭā KS

⁽⁷⁰⁾bsgrub pa'i phyir T for sāmārthyaṃ

⁽⁷¹⁾cf. spros nas dper brjod pa ston te T.

KUNST[1939: 16]: “Nun zeigt [Pātrasvāmin] an einem Beispiele, daß der *ekarūpahetu* wohl die Beweiskraft (*sāmārthya*) besitzt.”

なお、udāharaṇaprapaṅca という表現は、本章の他の箇所にも見られる。

TSP 521,15: evamādis Tattvaṭīkāyām udāharaṇaprapaṅco draṣṭavyaḥ. (KUNST[1939: 87]: “Diese und andere Probleme sind mit einer erschöpfenden Diskussion der Beispiele in der Tattvaṭīkā nachzulesen.”)

外側には存在しない。なぜなら、存在・非存在を本質とする全ての事物 (padārtha) の集合が主題とされているからである。また、それら (= 存在と非存在) とは異なる別のものは存在しないからである。主題の属性で [も] ある [証因 (= 何らかの点で認識されうること)] は、[所証が成立する以外の] 他のあり方では成立しえないから⁽⁷²⁾、[証因は] また否定的随伴関係を欠いている (avyatireka⁽⁷³⁾) ので、この [証因] はただ一つの条件のみをもつ⁽⁷⁴⁾。「何らかの点で」とは、知られること等何らかのあり方 (pariyāya) で、という意味である⁽⁷⁵⁾。「存在することを本質とする」というこの [句] にも「何らかの点で」という [語] が結びつけられるべきである。それ故、以下のような意味となる。「[存在・非存在は、] 何らかの点で認識されうるから、何らかの点で存在することを本質とする」と。(1370)

2.3. 二つの条件をもつ証因

(J163a1; K406,21; S497,18; Kunst(T) 169,24 [D25b2; P53b6])

これから [Pātrasvāmin は]、二つの条件をもつ証因⁽⁷⁶⁾の実例を述べる。

⁽⁷²⁾つまり、証因の三条件のうち第一条件である <主題所属性> を満たした上で、<他のあり方では成立しえないこと> という一条件も満たしているということ。

⁽⁷³⁾cf. KUNST[1939: 16]: “... Der *hetu* (= *pakṣadharmā*) ... prädiziert keine Instanzen ausserhalb des Bereiches (*avyatirekā*) des *pakṣa*.” ([*pakṣadharmā* である *hetu* は]*pakṣa* の範囲の外側に全く喩例をもつことがない。)

上の推論式では、論証の主題 (= 存在と非存在) が事実上全ての事物を含んでいるため、同類例の提出も異類例の提出も不可能となる。よって「異類群において証因が排除されることがないこと」と考えれば、Kunst 氏の訳も外れてはいない。しかし、原語 *avyatireka* (*ldog pa med pa'i phyir T*) より上のように訳出した。

⁽⁷⁴⁾**Pv** NBPS D94a1-3; P115b1-4: *dngos po dang dngos po med pa ni ji ltar yang yod pa'i bdag nyid dag yin / ji ltar yang dmigs pa'i bya ba yin pa'i phyir ro zhes bya ba lta bu'o // 'di la ni chos mthun pa dang chos mi mthun pa'i dpe dag med de / dngos po thams cad kyi tshogs dngos po dang / dngos po med pa phyogs su byas pa'i phyir ro // de dag la ma gtogs pa gzhan med pa'i phyir gang zhig dpe nyid yin par 'gyur / phyogs kyi chos kyang gzhan du mi 'thad pa nyid kho na'i khongs su 'dus pa'i phyir ro // de ltar na rtags ni tshul gcig pa kho na yin par rigs kyi tshul gsum pa nyid ni ma yin pa'i rigs so zhes zer ro //*

「存在と非存在は何らかの点で存在することを本質とする。何らかの点で認識されうるから」という [推論式における] ように。この [推論式] において、類似性にもとづく喩例と非類似性にもとづく喩例は存在しない。なぜなら、全ての存在の集合である存在と非存在が主題となされているからである。これら (= 存在と非存在) 以外の他のものは存在しないのであるから、どんなものが喩例 [として機能しうる] であろうか。[三条件がないとしても、証因は知らせるものであると認められる。] なぜなら [証因が] 主題の属性 [であること] もまた、<他のありかたでは成立しえないこと> [という条件] に含まれるからである。このようにして、証相が一条件のみをもつことは正しいが、三条件 [をもつこと] は正しくない。」

⁽⁷⁵⁾cf. KUNST[1939: 16]: “ Im gewissen Sinne bedeutet: insofern sie (=das Sein und das Nichtsein), ein Gegenstand der Erkenntnis (*jñeya*) usw. sind.”

⁽⁷⁶⁾以下の推論式 (TS 1371-1376) を検討すると、Pātrasvāmin が <二条件をもつ証因> という場合、第一条件である <主題所属性> を満たしていることは自明のこととした上で、第二条件である <同類群に存在すること> あるいは第三条件である <異類群において存在しないこと> + <他のあり方では成立しえないこと> の二者で、二条件をもつ証因と考えられているようである。

2.3.1. 第二条件を満たさない証因 (1)

(J69b1; D50b3; P61b6)

[推論式:] 「<うさぎをいただくもの> は月でないことはない。candra(月) と呼称されるから」という [推論式における] 証因は二条件をもつ。また以下のような別の [二条件をもつ証因] が述べられる。

candratvenāpadiṣṭatvān nācandraḥ śaśalāñchanaḥ /
iti dvilakṣaṇo hetur ayaṃ cāpara ucyate //TS 1371//

(J69b2; D50b4; P61b7)

[推論式:] 「『この私の知覚は、飛んでいる虫によって引き起こされた』と決定される。[私の知覚の] 生起は飛んでいる虫との接触によってもたらされたものであるから。」

patatkīṭakṛteyaṃ me vedanety avasīyate /
patatkīṭakasamsparsāpratīlabdhodayatvataḥ //TS 1372//

「śaśin (うさぎをいただくもの) は、月でないことはない」あるいは「śaśin は、月である⁽⁷⁷⁾」という主張がある。[この主張に対して] 「世間において伝統的に承認されている月という名称故に」あるいは「candra(月) と呼称されるから」というのが証因である。非類似性にもとづく (vaidharmyena)[喩例として] 土塊等がある。また以下のような別の二つの条件をもつ [証因] が述べられる。(1371)

[推論式:] 「この私の知覚は飛んでいる虫によって引き起こされた。[私の知覚の] 生起は飛んでいる虫との接触によってもたらされたものであるから。」 [証因として述べられる複合語: patatkīṭakasamsparsāpratīlabdhodayatvataḥ は], 飛んでいる虫つまり蛾 (pataṅga) との接触によって [知覚の] 生起がもたらされたが、そのことによって、という意味である。またこの Bahuvrīhi-複合語 (anyapadārtha⁽⁷⁸⁾) には、一般性 [を表現しようとする] 意図が見られるべきである。それ故、[複合語の語尾の-tvataḥは、女性形の語尾を示す]ṭāp⁽⁷⁹⁾とはならない⁽⁸⁰⁾。(1372)

(J69b2; D50b4; P61b8)

[推論式:] 「色かたちの把握が結果 [として生じる] 場合、眼は常に卓越した能力をもつ。それ (= 結果) に対して働いているから、あるいは [眼は] それ (= 色かたち) を [実際に] 知覚するから。」

⁽⁷⁷⁾cf. ri bong can zla ba ma yin no T

⁽⁷⁸⁾KUNST[1939: 18, n.1] も言及する通り, anyapadārtha という語は, Pāṇini 2.2.24: anekam anyapadārthe. また, Mahābhāṣya ad Pāṇini 2.1.6: anyapadārthapradhāno bahuvrīhiḥ. という規定から Bahuvrīhi-複合語と同義である。

⁽⁷⁹⁾ṭāp とは, KUNST[1939: 18, n.1] も示す通り Pāṇini 4.1.4: ajādyataṣṭāp. より, 女性形の語尾を示す。論証の主題である vedanā という語が女性名詞であるからといって, 証因の語尾が-tvātaḥ, -tvāyāḥ, -tātaḥ, -tāyāḥといった女性形にはならないということである。

⁽⁸⁰⁾tena ṭāb na bhavati n.e. T

cakṣū rūpagrahe kārye sadātiśayaśaktimat /
tasmin vyāpāryamāṇatvād⁽⁸¹⁾ yadi vā tasya darśanāt //TS 1373//

(J163a2; K407,15; S497,24; Kunst(T) 170,20 [D25b4; P54a2])

[推論式:] 「眼は、現に存在している色かたちを把握する際、[結果に対して] 最も影響力のある (sādhakatama) 能力をもつ。[眼の能力が] 損なわれない場合に、思慮深い人が色かたちを見ようとするとき⁽⁸²⁾、[眼は] 行為手段として⁽⁸³⁾働いているからである。あるいは、[眼は] 色かたちの区別 (paricchedana) を知覚するからである⁽⁸⁴⁾。」非類似性にもとづく[喩例として] 耳等がある。「tasya」とは、色かたちを[ということ]である。これら三つの証因⁽⁸⁵⁾にはいずれにも同類例が存在しないので⁽⁸⁶⁾、[証因は] 二つの条件⁽⁸⁷⁾[のみ]をもつ⁽⁸⁸⁾。(1373)

2.3.2. 第三条件を満たさない証因

(J69b3; D50b5; P62a1)

あるいは、「アートマンやつぼ等は、何らかの点で非存在を本質とする。何らかの点で認識されえないから。口バと結びつく角のように。」

kathañcid asadātmāno yadi vātmaghaṭādayaḥ /
kathañcin nopalabhyatvāt kharasambandhiṣṅgavat //TS 1374//

(J69b3; D50b5; P62a1)

「うさぎの角等もまた、何らかの点で存在することを本質とする。何らかの点で認識されるから。アートマンやつぼ等のように。」

kathañcana sadātmānaḥ śaśaṣṅgādayo 'pi ca /
kathañcid upalabhyatvād yathaivātmaghaṭādayaḥ //TS 1375//

(J163a3; K407,18; S498,14; Kunst(T) 170,20 [D25b6; P54a4])

[推論式:] 「アートマンやつぼ等は何らかの点で非存在を本質とする。何らかの点で認識されえないから。口バの角のように。」この[推論式]においては、非類似性にもとづく喩例が存在しない。つぼ等全ての、存在を本質とする集合が、何らかの点で非存在を本質とするものとして主張

⁽⁸¹⁾vyāpāryamāṇatvād JK : vyāpāryāmāṇatvād (sic) S

⁽⁸²⁾rūpadidrṅkṣāyām KS (gzugs blta bar 'dod pa na T) : rūpadidrṅkṣāyām (sic) J

⁽⁸³⁾karaṇatvena n.e. T

⁽⁸⁴⁾-darśanād n.e. T

⁽⁸⁵⁾具体的には、ここまでに挙げられた (1) candratvenāpadiṣṭatvāt (TS 1371), (2) patatkīṭakasamsparsa-pratilabdhodayatvataḥ (TS 1372), (3) vyāpāryamāṇatvāt; darśanāt (TS 1373) の三つの証因のことを指す。

⁽⁸⁶⁾triṣv api hetuṣu sapakṣābhāvād JS (gtan tshigs gsum pa la yang mthun pa'i phyogs med pa'i phyir T) : triṣv api hetuṣv asatyāṣu sādharmyadrṣṭāntābhāvād K : triṣv api hetuṣv asapakṣeṣu sādharmyadrṣṭāntābhāvād Kunst

⁽⁸⁷⁾つまり、(1) 他のあり方では成立しえないこと、(2) 異類群に存在しないこと、という二つの条件を指す。

⁽⁸⁸⁾cf. KUNST[1939: 18]: "... in diesen drei *hetus* ..., welche in der homogenen Klasse der Instanzen nicht erfüllt sind, liegt eben das *dvirūpatva* vor, da [der Syllogismus] der homogenen Instanzen ermangelt."

命題とされる。そして、類似性にもとづく喩例として存在しないものが挙げられる。そして、存在・非存在 [という二つのカテゴリー] とは別の第三 [のカテゴリー] は存在しない。もし [存在] するなら、所証の排除を前提とする能証の排除が示されうるであろうが⁽⁸⁹⁾。(1374)

あるいは、[推論式:] 「ロバの角等は、何らかの点で存在することを本質とする。何らかの点で認識されうるから。アートマンやつぼ等のように。」この [推論式] においても、直前 [に述べたもの] とまさしく同じ論理によって、<非類似性にもとづく喩例の欠如>が適用されるべきである。(1375)

2.3.3. 第二条件を満たさない証因 (2)

(J69b4; D50b6; P62a2)

あるいは、[推論式:] 「『あなたの父はこの家にいる』と理解される。あなたの父の声がこの家から聞こえるから。」

tvadīyo vā pitātrāsti⁽⁹⁰⁾ veśmanīty avagamyate /
bhāvatkapitrśabdasya śravaṇād iha sadmani //TS 1376//

(J163a4; K407,24; S498,20; Kunst(T) 171,9 [D26a2; P54a8])

[推論式:] 「この家は、あなたの父親がいるところとして理解される。[この家から] あなたの父親の声が聞こえるから。」この [推論式] においては、類似性にもとづく喩例が存在しないといわれる (kila) ので、[証因は] 二つの条件 [のみ]⁽⁹¹⁾をもつ。(1376)

2.3.4. 主題所属性を満たさない証因

(J69b4; D50b6; P62a3)

言葉・ランプ等⁽⁹²⁾の事物においては、たとえ [それらに] 主題所属性が欠けていても、<他

⁽⁸⁹⁾つまり、存在でも非存在でもない第三のカテゴリーが存在するなら、非類似性にもとづく喩例が存在しうるが、実際はそのようなことはないということ。

⁽⁹⁰⁾vā pitātrāsti J/Kunst (cf. khyed kyi pha yang khyim 'di ni // yod do T) : vāpi tatrāsti KS

⁽⁹¹⁾つまり、<他のあり方では成立しえないこと>と<異類群において存在しないこと>の二つの条件を指す。

⁽⁹²⁾言葉・ランプ等が<知らせるもの>となりうるかどうかという問題については、KUNST[1939: 48, n2; 49, n.2] においても取り上げられており、志賀 [2003: 87, n.49f] においても詳細に検討した。以下にその概要を示しておく。まず言葉が正しい証因となるという説については、以下の Akalaṅka の記述によって、ジャイナ教徒も同内容のことを主張していたことが確認できる。

LTV 16,8: vācyavācakalakṣaṇasyāpi sambandhasya bahirarthapratipattihetutopalabdheḥ.

「表示されるものと表示するものということによって特徴づけられる結合関係もまた、外界対象の理解のための原因である。[対象が過去のものであっても] 認識されるから。」

一方、ランプが正しい証因となるかどうかについてであるが、これはジャイナ説ではなく仏教側の説であると思われる。Kunst 氏も指摘する通り AKVy に以下のような一節が見られる。

AKVy 217,33-218,2: pañcavidho hi hetur iti kecid icchanti. kāraḥ jñāpako vyañjako dhvaṃsakaḥ prāpakaś ceti. kāraḥ hetur bījam ānkurasya. jñāpako dhūmo 'gneḥ. vyañjako dīpo ghaṭasya. dhvaṃsako mudgaro ghaṭasya. prāpako ratho deśāntaraprāpaṇīyasyeti.

のあり方では成立しえないこと>のみによって、[それらが] また<知らせるもの>であることが見られる。

anyathānupapattyaiva śabdādīpādivastuṣu /
apakṣadharmabhāve 'pi drṣṭā jñāpakatāpi ca //TS 1377//

(J163a5; K407,25; S498,22; Kunst(T) 171,12 [D26a2; P54a8])

同様に、言葉・ランプ等には、主題所属性が存在しないとしても、煙等の[正しい]証相のように、[所証を]知らせるものであることが見られる。というのも、言葉・ランプ等は、つぼ等の事物にある属性ではないからである。さらにまた、言葉等[という証因]にもとづいて[所証である]対象が理解されるので⁽⁹³⁾、証因は、<異類群において存在しないこと⁽⁹⁴⁾>・<他のあり方では成立しえないこと⁽⁹⁵⁾>という二つの条件をもつ。(1377)

2.4. 総括

(J69b5; D50b7; P62a3)

それ故、我々[ジャイナ教徒]にとっては、[<他のあり方では成立しえないこと>という条件が]最優位であるから、証因はただ一つの条件をもち、知らせるものであるはずである。一方、主題[所]属性等、[誤って]想定された無益な他の諸々[の条件]に何の益があるうか。
tenaikalakṣaṇo hetuḥ prādhānyād gamako 'stu naḥ /

この記述は AKBh 91,11: phalam asya viśaṃyogaḥ. 「[輪廻の]連鎖を離れることはそれ(道)の結果である」に対する Yaśomitra の注釈中に存在する。Yaśomitra は、mārga が viśaṃyoga を生み出す(janaka)原因ではなくそこに到達させる(prāpaka)原因であることを示すために、上述の「ある者たち」の見解を紹介している。Yaśomitra はこの説を肯定的に適用していることから、「ある者たち」は仏教内部の者である可能性が高い。そして五種のうちの一つの hetu として、ランプが「つぼにとって明らかにするものである」と述べられている。さらに Kamalaśīla が答論部分において、

TSP 507,14: vijñānajanānāyogyaghaṭādyutpādanena jñāpako rūḍhaḥ, na tu liṅgatvena.

「認識を生み出しうるつぼ等が生じるという点で、[ランプは]知らせるものとして広く知られている。しかし証相としてではない。」

と注釈している事実からも仏教内部にこのような伝承が存在したことが推測される。さらに、Akalaṅka は、

LTV 18,13: na hi tatparicchedyo 'rthaḥ tatkāraṇatām ātmasātkuryāt pradīpasyeva ghaṭādīḥ.

と述べており、ジャイナ側はランプがつぼ等の認識の原因であることを否定している。その注釈において、

NKC 658,7: atra parasiddham drṣṭāntam āha.

という記述が見られることから、この例がジャイナ以外で使用されていたことがわかる。

以上の点から、言葉が<知らせるもの>であるという見解は実際にジャイナ教徒の説であり、ランプが<知らせるもの>であるという見解については、Pātrasvāmin が主題所属性の不要性を主張するために、仏教徒の承認する説を利用したものであると考えられる。

⁽⁹³⁾cf. yang sgra la sogs pa las don rtogs pa yang ma yin[rtogs pa'i chos ma yin la / yang sgra la sogs pa las gzhan P] pa'i phyir T

⁽⁹⁴⁾vipakṣābhāvo JK (mi mthun pa'i phyogs la med pa T) : vipakṣābhāvo S

⁽⁹⁵⁾anupapannatvaṃ KS (mi 'thad pa nyid T) : anupapannaṃ J

pakṣadharmādibhis⁽⁹⁶⁾ tv anyaiḥ kiṃ vyarthaiḥ parikalpitaiḥ //
TS 1378//⁽⁹⁷⁾

3. 仏教徒による批判

3.1. anyathānupapatti はどこで把握されるのか？

(J163a5; K408,3; S499,12; Kunst(T) 171,21 [D26a4; P54b2])

「tad」云々ということによって、[Śāntarākṣita は、Pātrasvāmin の見解に] 反駁する。

(J69b5; D50b7; P62a4)

その場合⁽⁹⁸⁾、証因のこの条件 (= <他のあり方では成立しえないこと>) は一般的に理解されるのか。あるいは、知ろうとされる特定の [論証の] 主題において [理解されるの] か、あるいは、喩例 [の主題] において [理解されるの] か。

tad idaṃ lakṣaṇaṃ hetoḥ kiṃ sāmānyena gamyate /
jijñāsitaviśeṣe vā dharmiṇy atha nidarśane //TS 1379//

その場合 (= Pātrasvāmin の主張する <他のあり方では成立しえないこと> が証因のただ一つの条件である場合)、証因が所証と不可離関係にあることは、(1) 特定の基体 (dharmiviśeṣa) を把握 (parigraha) することなく⁽⁹⁹⁾、一般的に [理解されるの] か。あるいは、特定の基体を把握することによって⁽¹⁰⁰⁾、個別に (viśeṣeṇa) [理解されるの] か⁽¹⁰¹⁾。特定の [基体] (viśeṣa) において [理解される] として、(2) 知ろうとされる特定の論証の主題において [理解されるの] か、あるいは (3) 喩例の基体において [理解されるの] か⁽¹⁰²⁾、以上のような [三つの]⁽¹⁰³⁾ 選言支がありう

⁽⁹⁶⁾ pakṣadharmādibhis KS (cf. phyogs chos sogs T) : pakṣadharmatvādibhis J

⁽⁹⁷⁾ Ce (Re?) *Trilakṣaṇakadarthana*

ここまでの Pātrasvāmin による前主張 TS 1364-1378 は、おそらく彼に帰される著作 *Trilakṣaṇakadarthana* からの引用であると考えられる。

⁽⁹⁸⁾ TSP: tatra に従う。cf. de'i phyir zhes bya ba ... T

⁽⁹⁹⁾ dharmiviśeṣāparigrahād JS (chos can gyi khyad par yongs su ma bzung bas T) : dharmiviśeṣāparigrahād K/Kunst

⁽¹⁰⁰⁾ dharmiviśeṣāparigrahād JK : dharmiviśeṣāharigrahād (sic) S

⁽¹⁰¹⁾ KUNST[1939: 22]: "... ob 1) die Konkomitanz (=avinābhāva) des hetu mit dem sādhyā generell (sāmānyena) oder auch, 2) da sie das sādhyā als individuelles Element umfaßt – mit einer individuellen Anwendung (viśeṣeṇa) gemeint sei. [Und ferner fragt der Verfasser, ob die Konkomitanz], falls sie auf das sādhyā als individuelles Element angewendet wird, ..."

Kunst 氏は、dharmiviśeṣāparigrahāt という読みではなく、K の dharmiviśeṣāparigrahāt という読みをとり、この句が後続の viśeṣeṇa vā syāt にかかると解釈しているが、その読みは採用しない。J, S の読みに従い、また T からこの句が前にかかると理解した。

⁽¹⁰²⁾ cf. AVS 62,2f: kveyaṃ vyāptir grahītavyā dṛṣṭāntadharmini sādhyadharmini vā.

⁽¹⁰³⁾ phyogs gsum T

る⁽¹⁰⁴⁾。(1379)

3.1.1 第一の選言支の否定

(J163a6; K408,9; S499,16; Kunst(T) 172,7 [D26a5; P54b4])

そのうち、第一の選言支における誤りを述べる。[Śāntarakṣita は]「sāmānyena」云々と⁽¹⁰⁵⁾いう。

(J69b6; D51a1; P62a5)

そのようにして、それ (= 証因のこの条件 = <他のあり方では成立しえないこと>) が一般的に理解されるというならば、論証の主題において、意図された証明に関与しない⁽¹⁰⁶⁾ような証因の存在が明らかになるであろう。

sāmānyena gate tasminn evaṃ cet sādhyadharmiṇi /
hetoḥ sattvaṃ prakāśyeta na vivakṣitasiddhibhāk //TS 1380//

実に、主題所属性なしに、不可離関係のみによっては、[例えば「音声は無常である。眼で見られるから」という推論式における] <音声>という主題において、<眼で見られること> [という証因]⁽¹⁰⁷⁾が <無常性> [という所証] を知らせるものである⁽¹⁰⁸⁾と見なされることはない。従って、第一の選言支は正しくない。「na vivakṣitasiddhibhāk」という「複合語」は、[<眼で見られること>のような証因は] 論証の主題において、意図された証明に関与することはないであろう⁽¹⁰⁹⁾、という意味である。(1380)

(J163b1; K408,15; S499,20; Kunst(T) 172,15 [D26a7; P54b6])

「いかにしてか」というので、「tadyathā」云々と答える。

⁽¹⁰⁴⁾この部分は主に、T: de la gtan tshigs bsgrub par bya ba dang[dang / D] med na mi 'byung ba nyid chos can gyi khyad par yongs su ma bzung bas de'i spyi'i sgo nas sam / chos can gyi khyad par yongs su bzung bas te[ste D] / khyad par gyi sgo nas yin / khyad par gyi yin na yang shes par 'dod pa'i bye brag ste / bsgrub par bya ba'i chos can la yin nam dpe'i chos can la yin zhes bya ba'i phyogs gsum srid do // に従って訳出した。

⁽¹⁰⁵⁾sāmānyenetyādi KS (spyi'i sgo nas zhes bya ba la sogs pa T) : sāmānyenetyādinā J

⁽¹⁰⁶⁾この否定辞 na は、構文上動詞 prakāśyeta にかけるのが自然であると思われるが (KUNST[1939: 22]: "... dann wäre der hetu als im sādhyadharmīn teilnehmend nicht nachweisbar."), TSP: sādhyadharmiṇi na vivakṣitām siddhiṃ bhajed iti arthaḥ. より vivakṣitasiddhibhāk にかかると読む。

⁽¹⁰⁷⁾cākṣuṣatva のような不成立の証因について、Dignāga は特別な呼称を用いないが、NP においては、< [論争する] 両者にとって不成立である [証因] > と述べられる。(NP 3,10f: tatra śabdānityatve sādhye cākṣuṣatvād ity ubhayāsiddhaḥ. cf. 北川 [1965: 34f; 153; 155]) また Dharmakīrti は、NB 3.41 において、正しい pakṣa の定義のうち <それ自体として承認される (NB 3.38: svarūpeṇaiva ... iṣṭo ...) > という要件を満たさない例、NB 3.58 においては NP と同様 <論争する両者にとって不成立> である例として cākṣuṣatva を挙げている。

⁽¹⁰⁸⁾anityatvasya に対する訳、KUNST[1939: 22]: "als hetu des Ewigseins" は単なる誤訳であると思われる。

⁽¹⁰⁹⁾cf. KUNST[1939: 23]: "... dann würde der hetu an derjenigen Prädikation, die für den sādhyadharmīn nachzuweisen ist, nicht teilnehmen."

(J69b6; D51a1; P62a5)

例えば、<眼で見られること>が<滅すること (=無常性)>と非逸脱関係にあることは、一般的に理解される。しかしながら、それ (=眼で見られること) は、<音声> [という主題] においてそれ (=滅すること) を論証するものではない。

tadyathā cākṣuṣatvasya nāśenāvyabhicāritā /
sāmānyena gatā tac ca dhvanau tasya na sādhanam //TS 1381//

(J70a1; D51a2; P62a6)

「[論証の] 主題においてそれ (= 証因) が存在することが示される」というならば、そのようである場合、あなたがたの見解においてもまた、[証因は、我々仏教徒が主張するのと] まさに同じ三条件をもつことになる。

tasya dharmiṇi sadbhāvaḥ khyāpyate⁽¹¹⁰⁾ cet tathā sati /
saiva trirūpatāyātā bhavatām api darśane //TS 1382//

「tac ca」[の tat] とは、<眼で見られること> [を指す]。「tasya」とは、<滅すること> [を指す]。論証するものとは、知らせるものごとである。(1381)

[反論:] 「述べられたような誤りはありません。従って、それつまり証因が論証の主題において存在すること⁽¹¹¹⁾ (= 主題所属性) が依拠される (āśrīyate)⁽¹¹²⁾。」[答論:] そのようである場合、あなたがたの見解においてもまた、我々 [仏教徒] の証因の定義とまさに同じ<三条件をもつこと>が[帰結として] 生じる。(1382)

(J163b2; K408,23; S500,7; Kunst(T) 172,23 [D26b1; P54b8])

「いかにしてか」というので、「anyathā-」云々と答える。

(J70a1; D51a2; P62a7)

というも、<他のあり方では成立しえないこと>によって、否定的随伴関係と肯定的随伴関係とが理解されるからである⁽¹¹³⁾。そ[の証因] が [論証の] 主題において存在することから、主題所属性が付随する。

anyathānupapattyā hi⁽¹¹⁴⁾ vyatirekānvayau gatau /
tasya dharmiṇi sadbhāvāt pakṣadharmatvasaṃśrayaḥ //TS 1383//

肯定的随伴関係とは、[証因が] 同類群に存在することであり、否定的随伴関係とは、[証因が]

⁽¹¹⁰⁾khyāpyate JKS (cf. shes bya T) : khyāyyate Kunst

⁽¹¹¹⁾sadbhāvaḥ n.e. T

⁽¹¹²⁾cf. KUNST[1939: 23f]: "...[die allgemein formulierte Regel] enthält doch implicite (āśrīyate sadbhāve=khyāyyate) das Erfülltsein des hetu im sādhyadharmin."

cf. gtan tshigs de bsgrub par bya ba'i chos can la brten pa ... T

⁽¹¹³⁾cf. KUNST[1939: 24]: "Denn in der anyathānupapatti ist die positive und die negative Konkomitanz enthalten ..."

⁽¹¹⁴⁾anyathānupapattyā hi JS (cf. gzhan du mi 'thad pa nyid ni T) : anyathānupapattyādi(hi?) (sic) K

異類群に存在しないことである。⁽¹¹⁵⁾ [主題所属性が] 付随する (saṃśrayaṇa) とは, [主題所属性が] 理解される (parigraha) ということである。(1383)

(J70a2; D51a3; P62a7)

「証因は把握されるべきものの属性であり, その [の把握されるべきもの] の部分 (= 所証属性) によって遍充される」というように⁽¹¹⁶⁾, この簡潔な定義は先生方によっても⁽¹¹⁷⁾ 説かれている。

grāhyadharmas tadamśena vyāpto hetur⁽¹¹⁸⁾ itīdrśam /
ācāryair api nirdiṣṭam īdrk saṃkṣepalakṣaṇam //TS 1384//⁽¹¹⁹⁾

把握されるべきものの属性というのは, 把握されるべき論証の主題の属性, すなわち主題の属性ということである。「先生方によって」というこのことによって, [Śāntarākṣita は, 一条件が主題所属性をも包含するなら] 彼ら (= 先生方) の見解と矛盾がないことを教示する⁽¹²⁰⁾。(1384)

3.1.2 第二の選言支の否定

(J163b2; K409,5; S500,11; Kunst(T) 173,7 [D26b2; P55a2])

[Śāntarākṣita は] 「atha」 [云々] と, 第二の選言支について述べる。

(J70a3; D51a3; P62a8)

もし仮に, 証因のこの条件 (= <他のあり方では成立しえないこと>) が, [論証の] 主題においてのみ理解されるならば, ある認識手段にもとづいてそのこと (= 証因が論証の主題において存在すること) が確立されるような, その同じ [認識手段] にもとづいて, 所証もまた

⁽¹¹⁵⁾J は, この文章 (anvayaḥ sapakṣe sattvam, vyatireko vipakṣāsattvam) をこの偈に対する注釈の最後 (... iti yāvāt の後) に挿入している。

⁽¹¹⁶⁾この部分の Kunst 氏の訳 (KUNST[1939: 24]: “Der *hetu* [als ein Element] impliziert die zu beweisende Prädikation als das [andere] Element [des Schlusses].”) は採用しない。

⁽¹¹⁷⁾複数形になっていることから, Dignāga のみならず Dharmakīrti も含むと考えられる。

⁽¹¹⁸⁾Ce *Hetumukha*?

Frauwallner 氏によると, この証因の定義は Dignāga に帰せられる *Hetumukha* という著作の断片であると推定されている。(FRAUWALLNER[1959: 164]) 現在確認できる範囲では, NV 302,5 ad NS 1.1.35 に引用されているのが初出である。また, PV 1.1ab, HB 1*,8 にこの定義とほぼ同じ記述が見られるが, a 句の grāhyadharma が, grāhyadharma (Dignāga) dharmidharma (Īśvarasena) pakṣadharmā (Dharmakīrti) と意図的に改変された歴史の変遷がある。Īśvarasena と Dharmakīrti の論争は PVSV 1,10-2,14; HB 1*,10-2*,10 において展開されている。この論争については, STEINKELLNER[1967: 33 with n.4f] 参照のこと。

⁽¹¹⁹⁾K および Kunst では, 以下のように ab 句と cd 句の順序が逆になっている。

ācāryair api nirdiṣṭam īdrk saṃkṣepalakṣaṇam /
grāhyadharmas tadamśena vyāpto hetur itīdrśam //

⁽¹²⁰⁾S は上に訳出した通りの順序であるが, K ではこの文章 (ācāryair ity anena tanmatāvirodham pratipādayati) が TS 1384 の導入句とされ, J, T もそれを支持する。しかしながら, J, S, T において TS 1384 の ab 句と cd 句は上の通りの順序であるから, それとの対応において TSP についても S の読みを採用する。

[確立されてしまうので証因によって所証を確立することになら]ない。
 atheḍaṃ lakṣaṇaṃ hetoḍ dharmaṇy evāvagamyate /
 yataḥ praṃāṇāt tatsiddhiḥ⁽¹²¹⁾ sādhyaṣyāpi tato na tu //
 TS 1385 //⁽¹²²⁾

[反論 (ジャイナ教徒):] 論証の主題においてのみ、証因が所証との不可離関係をもつこと、そのことこそが証因の定義である。[ジャイナ教徒は、そのことを] 以下のように述べる。

「他の人々によって、喩例において所証なしに見られることはないものが [正しい] 証因であると認められる。一方、私 [の考え] によると、[論証の] 主題において、これ (= 所証) なしにはありえないものが [正しい証因である]。⁽¹²³⁾
 我々の推理は、ミーマーンサー学派による⁽¹²⁴⁾ 論理的要請 (arthāpatti) とともに、仏教徒 (Bhāikṣava) による⁽¹²⁵⁾ 推理 (anumāna) と異なる、いわばナラシンハ (narasiṃha)⁽¹²⁶⁾ の

⁽¹²¹⁾pramāṇāt tatsiddhiḥ J/Kunst/S (cf. tshad mar de grub T) : pramāṇān nāsiddhiḥ K

⁽¹²²⁾この偈の訳については、MOOKERJEE[1935: 383]、MIMAKI[1976: 53 with n.208]、御牧 [1984: 237] も参照のこと。

また、cf. AVS 62,2-6: kecid āhuḥ. “dṛṣṭāntadharmiṇy eva dhūmavat. anyathā sādhanavaiphalyaṃ syāt. ubhayadharṃasiddhināntarīyakatvād vyāptisiddheḥ. na hi mahānasasiddhāyāṃ agnidhūmayoḍ vyāptāv [agneḥ siddhatvāt](*) punar agnisiddhaye dhūmaliṅgam anviṣyata” iti.

(*) me grub pa na T : om. Skt.

「ある人々は [以下のように] 述べる。「煙の [火による遍充関係がかまどにおいて把握される] ように、[遍充関係は] 喩例の基体においてのみ把握されるべきである。さもなければ (= 喩例の基体において遍充関係が把握されるのでなければ)、論証は無益なものとなるだろう。遍充関係が、二つの属性 (= 所証属性と能証属性) の確立と同時に確立される [ことになる] から。というのも、火と煙の遍充関係がかまどにおいて成立する時、火 [もまた] 成立しているのであるから、再び火 [の存在] の確立のために煙という証相が求められることはないからである。」

この記述は外遍充論者の立場として述べられたものとされる。KAJIYAMA[1999: 115] も参照のこと。

⁽¹²³⁾この偈は、PSTにも引用される。

PST D82a1; P92a8: dpe la bsgrub bya med pa las // rtags nyid ma mthong gzhan gyis 'dod //
 bdag gis 'di ni med pa yang // chos can la ni ma srid pa'o //

またこの偈は、遍充関係を二種に区分する考え方を含んでおり重要である。すなわち、この偈においては、直接的に < 外遍充 (bahirvyāpti) > ・ < 内遍充 (antarvyāpti) > という用語は見られないものの、内容的には、前半の「喩例において所証なしには見られることがないものが [正しい] 証因である」という表現は外遍充を、また後半の「[論証の] 主題においてこれ (= 所証) なしにはありえないものが [正しい証因である]」という表現は内遍充を意味している。志賀 [2005: 55ff] も参照のこと。

cf. SVin 5.15-16ab: vināṣī bhāva iti vā hetunaiva prasidhyati /
 antarvyāptāv asiddhāyāṃ bahirvyāptir asādhanam //
 sākalyena kathaṃ vyāptir antarvyāptyā vinā bhavet /

⁽¹²⁴⁾śābaryā K/Kunst/S (nges bzung nas T) : sābaryā J

⁽¹²⁵⁾bhāikṣavāc ca J/Kunst (dge slong pa yis T) : bhāikṣavāś ca KS

⁽¹²⁶⁾「ナラシンハ (人獅子)」とは、ヴィシュヌ神の第四の化身として知られるが、ここでは、単一でありながら二つの

ようなものであると認められる。」⁽¹²⁷⁾

「[上の引用における] 主題において」とは⁽¹²⁸⁾、論証の主題においてということである。「それ[なしに]」とは、所証属性なしにということであり、[全体としては] 論証の主題において [所証なしには] ありえないという性質をもつ (*śīla*) のものが [正しい証因である] という意味である。そのような場合、ある認識手段にもとづいて、所証と不可離関係にある証因が論証の主題において [存在することが] 確立されるような、まさにその同じ [認識手段] にもとづいて、所証もまた確立され [てしまうことになる] ので、証因は無益となる。(1385)

(J70a3; D51a4; P62b1)

というのも、[あなた方の見解によれば] 所証の理解がない限り、証因もまた確定されないからである。これ故、証因は無意味となる。[反論:] 別の [認識手段] にもとづいて [所証が成立する場合に証因が成立するというならば]、[答論:] [その時はすでに] 所証が成立しているから、[やはり証因は無意味である]。

sādhyasyāpratipattau hi hetor api na niścayaḥ /
ato nirarthako hetur anyataḥ sādhyasiddhitāḥ //TS 1386//

(J70a4; D51a4; P62b1)

また、[そのような] 証因にもとづいて所証の確定が [なされる] 場合、相互依存の誤りがある。[つまり、相互に依存する] 二者のうち一方が成立しなければ、他方もまた確定されない。

anyonyāśrayadoṣaś ca hetoḥ sādhyasya niścaye⁽¹²⁹⁾ /
dvayor anyatarāsiddhāv anyasyāpy aviniścitaḥ⁽¹³⁰⁾ //TS 1387//

(J163b4; K409,17; S500,20; Kunst(T) 173,21 [D26b5; P55a6])

[あなた方の見解によれば] 所証が成立しない場合、証因もまた決して成立しない。なぜなら、[あなた方のいう] 証因の定義とは、論証の主題において [証因が] 所証と不可離関係にあることである⁽¹³¹⁾からであり、その不可離関係は、所証が成立しない限り成立しないからである。従って、証因は成立しない。不可離関係は、[証因・所証] 両者の成立と同時に [確立される] から

本質を兼ね備えたものの喩えとして用いられている。(TS 1732-1736, 若原 [1995: 83ff with n.52f] 参照) この比喩によって、ジャイナ教徒の証因の一条件がミーマーンサー学派の論理的要請と仏教徒の推理とが融合されたものでありながら、両者よりすぐれたものであることが主張されていると考えられる。

⁽¹²⁷⁾Ce *Trilakṣaṇakadarthana* (?) この二偈の出典も、Pātrasvāmin による *Trilakṣaṇakadarthana* である可能性が高いが未比定である。

⁽¹²⁸⁾dharminīti om. J

⁽¹²⁹⁾hetoḥ sādhyasya niścaye (pāda b) n.e. T

⁽¹³⁰⁾aviniścitaḥ JS (cf. nges pa ma yin no T) : aviniścaye K/Kunst

⁽¹³¹⁾この部分の Kunst 訳 (KUNST[1939: 27]: “Denn das Wesen des *hetu* ist seine Konkomitanz (*avinābhāvitva*) mit dem *sādhyadharmīn*.”) は採用しない。

(nāntariyakatvāt) である⁽¹³²⁾。[反論:] 「別の認識手段にもとづいて所証が成立する場合には、証因が成立する」というならば、[答論:] その場合、[そのような] 証因に何の益があろうか。所証は[すでに] 成立しているのであるから。(1386)

また、[そのような] 証因にもとづいて所証の確定がなされる場合、相互依存の誤りとなるであろう。[問:] 「いかにしてか」というので、「dvayoḥ」云々と答える。所証の成立は、証因の成立を前提としている。証因は、それ (= 所証の成立) を目的とするからである。しかしながら [あなた方は]、所証と不可離関係にあることを⁽¹³³⁾ 特徴とする証因の成立が、所証の成立を前提とするというので、相互依存は明らかである。(1387)

3.1.3. 第三の選言支の否定

(J163b5; K409,25; S501,13; Kunst(T) 174,15 [D27a2; P55b3])

[Śāntarākṣita は] 第三の選言支について述べる。「nidarśane 'pi」[云々] と。

(J70a4; D51a5; P62b2)

喩例においてそれ (= 証因) が確立されるとしても、[論証の] 主題における所証の認識はありえない。というのも、<全て [の基体] を包括すること>⁽¹³⁴⁾ によって、それ (= 証因) の [所証による] 遍充関係が確定されないからである。

nidarśane 'pi tatsiddhau na syād dharmiṇi sādhyadhīḥ /
na hi sarvopasaṃhārāt tasya vyāptir viniścītā //TS 1388//

喩例においてとは、論証の主題とは異なる喩例の基体においてという意味である。「それが確立される場合」というのは、証因が確立される場合ということである。以下のことが述べられたことになる。もし、論証の主題を除く、[論証の主題とは] 全く別の喩例の基体において、証因が [所証と] 不可離関係にあると認められるものの、論証の主題を含む全て [の基体] を包括することによって [証因が所証と不可離関係にあると認められ] ないならば、その場合はいかにして、論証の主題において、証因にもとづく所証の理解がありえようか。また、「どうしてありえないのか」というので、「na hi」云々と答える。(1388)

⁽¹³²⁾cf. KUNST[1939: 27]: “Denn das *avinābhāvitva* impliziert das Bewiesensein beider Glieder ...”

また、cf. AVS 62,4: ubhayadharṃasiddhināntariyakatvād vyāptisiddheḥ.

⁽¹³³⁾avinābhāvi- JS : avinābhāva- K

⁽¹³⁴⁾この用語の初出は HB 5*,21 である。(STEINKELLNER[1967: 40 with n.12] 参照)

また Kamalaśīla は TSP の別の箇所では sarvopasaṃhāra を、以下のように説明している。

TSP 190,19: yā hi pakṣasapakṣavibhāgam akṛtvā sāmānyena hetor vyāptiḥ pradarśyate sā sarvopasaṃhārā vyāptiḥ.

「主題や同類例を区別せずに、一般的に証因の [所証との] 遍充関係が示されるような [遍充関係]、それが全て [の基体] を包括する遍充関係である。」

TSP 303,16f: sarvasmin dharmiṇi hetoḥ sādhyena vyāptipradarśanaṃ sarvopasaṃhāraḥ.

「全ての基体において証因の所証との遍充関係を示すことが、全て [の基体] を包括することである。」

また、この問題に関連して Vinitadeva, Arcaṭa, Śāntarākṣita の間で思想的発展が見られることについては、FUNAYAMA[2001: 315-318] を参照のこと。

3.2. Pātrasvāmin によって提出された推論式に対する批判

3.2.1. 一条件のみを備えた証因 (TS 1370) に対する批判

(J164a1; K410,5; S501,18; Kunst(T) 174,26 [D27a4; P55b6])

「yo 'pi」云々ということによって、これから [Pātrasvāmin の挙げた証因の] 諸々の実例を論駁する。

(J70a5; D51a5; P62b3)

ここ (= TS 1370) において述べられた <何らかの点で認識されるから> という証因は、この [証因] にとって疑わしい対象が全く存在しないので無益である。

yo 'py ayaṃ hetur atroktaḥ kathaṅcid upalambhataḥ /
iti nāsty eva viṣayaḥ saṃdigdho 'syeti niṣphalaḥ //TS 1389//

<何らかの点で認識されうるから> というこの証因が述べられたが、これは無益である。疑わしい対象が存在しないから、つまり所証がすでに確立されているから、ということである。というのも、証因にとっては、[すでに] 確立されている対象が望まれるのではない。それではどうなのかといえ、疑わしい[対象] が [望まれるのである]。すなわち、疑わしい [対象] に対して証因が陳述されるのであるから、すでに排斥された [対象] と同様 (vyastavat), すでに確立されている [対象] はまた、証因に依存する [必要] が全くなくなる⁽¹³⁵⁾。所証がすでに確立されているのであるから。以上の通りである。(1389)

(J164a2; K410,12; S501,23; Kunst(T) 175,5 [D27a6; P55b8])

[反論:] この場合⁽¹³⁶⁾においても、証因にとってまさに疑わしい対象が存在するであろう。[答論:] これに対して [Śāntarākṣita] は 「bhāvasya」云々と答える。

(J70a5; D51a6; P62b3)

というのも、まさにあらゆる人々によって、存在 [と非存在] は何らかの点でそれ (= 存在すること) を本質とすると確定されているからである。どうして、そのこと (= 存在と非存在が何らかの点で存在することを本質とすること) がそのように論証されるべきものであると述べられるのか。

bhāvasya hi tadātmatvaṃ sarvair eva viniścitam /
kathaṅcit tasya sādhyatvaṃ⁽¹³⁷⁾ kim ittham abhidhīyate //TS 1390//

あらゆる人々によって、存在は何らかの点で存在することを本質とすると必ず確定される場合、どうしてあなたは⁽¹³⁸⁾、「存在は、何らかの点で存在することを本質とする」とこのように

⁽¹³⁵⁾cf. KUNST[1939: 29]: "... kommt für den *hetu* nicht in Frage, ..."

⁽¹³⁶⁾TS 1370 における推論式: 「存在と非存在は [何らかの点で] 存在することを本質とする。何らかの点で認識されうるから」を指す。

⁽¹³⁷⁾sādhyatvaṃ JK/Kunst (cf. bsgrub byar de T) : sākṣyatvaṃ S

⁽¹³⁸⁾bhavatā n.e. T

述べるのか。「それを本質とすること」とは、存在することを本質とすることということである。「bhāvasya」という[ことによって]、非存在も含意されている。「何らかの点で」とは⁽¹³⁹⁾、認識されうること (prameya) 等のあり方で⁽¹⁴⁰⁾[ということ]、そのようなあり方で] 存在することを本質とすると必ず確定される。従って、[<何らかの点で認識されうるから>という] 証因は無益である。(1390)

(J164a2; K510,20; S502,12; Kunst(T) 175,15 [D27b1; P56a3])

[反論:] サーンキヤ学派等にとっては、[存在が何らかの点で存在することを本質とすることは] 未確立である。これ故、[この主張命題は] 論証される [必要がある] というならば、「sarva-」云々と答える。

(J70a6; D51a6; P62b4)

「あらゆる存在は一つである」という主張においても、変容を本質とするもの⁽¹⁴¹⁾等のちがいにともついで、[諸々の存在が] ある本来的なあり方で存在することを本質とすることが明らかにされる。

sarvabhāvaikyavāde 'pi vikārātmādibhedataḥ /
kenacid dhi sadātmatvam⁽¹⁴²⁾ ātmanā samprakāśyate //TS 1391//

「あらゆる存在は一つである」という主張は、サーンキヤ学派のものであるが、まさにその主張に立脚する彼ら⁽¹⁴³⁾サーンキヤ学派の人々によって、[あらゆる存在は] ある本来的なあり方で(ātmanā=svabhāvena)、そのこと (= 存在すること) を本質とすること⁽¹⁴⁴⁾が、まさに明らかにされる。「いかにしてか」というので、「vikārātmādibhedataḥ」と答える。[その複合語のうち]「vikārātmā」とは、変容を本性とするものということである。「等」という語によって、快・不快等を本性とする純粋な根本原質 (prakṛti) や、根本原質とは互いに異なる諸々の精神原理 (puruṣa) も把握される。(1391)

(J70b1; D51a7; P62b5)

あらゆる存在にある無自性性に依拠する人々はまた、「真実には」等という限定句に依存す

⁽¹³⁹⁾kathañcit n.e. T

⁽¹⁴⁰⁾cf. KUNST[1939: 30]: "... durch [eine der universellen Prädikationen wie] Erkennbarkeit usw. ... bewiesen ist."

⁽¹⁴¹⁾KUNST[1939: 30] は、vikārātmādibhedataḥ という複合語について "Infolge der Unterscheidung eines ursprünglichen und eines transformierten Seins ..." とし、vikāra と ātman の関係を Dvandva ととっている。しかしながら、TSP の注釈: vikārātmā vikārasvabhāvaḥ は、両数の語尾ではなく単数の語尾をとる。Karmadhāraya の可能性(「変容という本質」)も考えられるが、後の注釈で prakṛti と同レベルのものとしてされているため、「変容を本質とするもの」つまり Bahuvrīhi と解釈した。

⁽¹⁴²⁾kenacid dhi sadātmatvam JK/Kunst (cf. yod pa yi // bdag nyid nyid du T) : kenacid viśadātmatvam S

⁽¹⁴³⁾yasmin vāde sthitais tair J : tasmin vāde sthitair eva Kunst (cf. smra ba de la gnas pa'i ... T) : yasmin vāde sthitas tair KS

⁽¹⁴⁴⁾tadātmatvaṃ JKS : yod pa'i bdag nyid du T (= *sadātmatvam)

る。

sarvabhāvagataṃ ye 'pi niḥsvabhāvatvam āśritāḥ /
te 'pi tattvata ityādi viśeṣaṇam upāśritāḥ //TS 1392//

(J164a4; K411,1; S502,16; Kunst(T) 175,24 [D27b3; P56a5])

「ye 'pi」[のうち ye] というのは、中観派の人々のことである。彼らもまた「真実には」という限定付きで、あらゆる存在の無自性性に依拠しているが、全ての場合にそうであるわけではない。ちょうど知覚されるように、[諸存在には] 生起等がある⁽¹⁴⁵⁾とも承認するからである。「真実には」とは論理にもとづいて (nyāyataḥ) ということである⁽¹⁴⁶⁾。「等」という語によって、「勝義的には」等という [限定句] が把握される。(1392)

そして、以下のことが必ず承認されるべきである。「まさしくあらゆる人々によって、『存在は何らかの点で存在することを本質とする』と確定される」と。

(J70b2; D51a7; P62b5)

というも、さまなければ、<何らかの点で認識されうること> [という証因もまた] 成立しないからである。言語習慣が論証される場合は、[一般に] 承認された喩例が存在しうる。

kathāñcid upalabhyatvam anyathā na hi sidhyati /
vyavahārasya sādhyatve prasiddhaṃ syān nidarśanam //TS 1393//

(J162a4; K411,8; S502,21; Kunst(T) 176,8 [D27b5; P56a7])

さまなければ、つまりそのように承認されない限り (= <何らかの点で存在する性質をもつこと> という所証が一般的に承認されない限り)、<何らかの点で認識されるから> という証因もまた成立しない。以前 (= TS 1389) に、<所証がすでに成立していること> という証因の⁽¹⁴⁷⁾誤りが述べられた。しかし今ここでは、[証因が] 不成立であることが述べられる。もし言語習慣が論証される場合、以前に言語習慣が適用されたことがあるような [事柄] は、[一般に] 承認された喩例となりうる。従って、[証因は] まさに三つの条件をもつことになるだろう。そうではなく、喩例が存在しないとすれば、その言語習慣もまた成立しえないであろう。(1393)

3.2.2. 第二条件を満たさない証因 (1) (TS 1371-1373) に対する批判

(J164a5; K511,12; S503,5; Kunst(T) 176,16 [D27b6; P56b1])

[Śāntarakṣita は]、第二の推論式 (= TS 1371) に対して論駁を述べる。「candra-」云々と。

(J70b2; D51b1; P62b6)

< candra (月) と呼称されること > [という証因] は、同類群にもまた随伴する。[例えば]、ある若者、あるいは樟脳や銀等において⁽¹⁴⁸⁾、[< candra と呼称されること > が随伴する]。

⁽¹⁴⁵⁾yathādarśanam utpādādīnām JS (mthong ba ji lta ba bzhin du skye ba la sogs pa T) : darśanam utpādādīnām Pā : darśana(sa)mutpādādīnām K[=Gā]

⁽¹⁴⁶⁾cf. KUNST[1939: 31]: "... im Einklang mit dem Standpunkt der empirischen Logik."

⁽¹⁴⁷⁾hetu- n.e. T

⁽¹⁴⁸⁾これらの例は、文脈は異なるものの PV 4.122 にも見られる。

candratvenāpadiṣṭatvaṃ sapakṣe 'py anuvartate /
kvacin māṇavake yadvā karpūrarajatādike //TS 1394//

「[ある] 若者において」というのは、[ある] 人間において [という意味である]。(1394)

(J164a6; K411,16; S503,6; Kunst(T) 176,20 [D27b6; P56b2])

[反論:] もし [śaśin (うさぎをいただくもの) が] 月であることを論証するために三条件をもつ証因がありうる場合、どうして先生 (= Dignāga) は、以下の一節によって、世間の話者にとって⁽¹⁴⁹⁾、śaśin における非月性を主張する者に対して [śaśin の] 月性を⁽¹⁵⁰⁾論証するための [有効な] 推理は存在しない⁽¹⁵¹⁾と述べたのか。[その一節とは以下の通りである。]

「また、非共通性故に [有効な] 推理が存在しない場合、例えば 『śaśin は月ではない。存在しているから』という [主張の] ように、言語知によって [一般に] 承認され⁽¹⁵²⁾、[また主張の内容とは] 矛盾する事実によって [主張が] 否定される⁽¹⁵³⁾ 場合も、それは [正しい] 主張ではない。」⁽¹⁵⁴⁾

以上 [の反論] を予期して、「candratvasādhane」云々という。

(J70b2; D51b1; P62b7)

[śaśin が] 月であること [あるいは月でないこと⁽¹⁵⁵⁾] を論証する証因において、[<存在性> という証因が] <一般に承認されていること> とは異なっているが、[月の] 実在性に依拠している場合、[証因は、同類群にも異類群にも存在しない] 非共通なものとなりうるだろう。

PV 4.122: atrāpi loke dṛṣṭatvāt karpūrarajatādiṣu /
samayād vartamānasya kāsādhāraṇatāpi vā //

TILLEMANS[2000: 178ff with n.605-610] も参照のこと。

⁽¹⁴⁹⁾bruvataḥ n.e. T

cf. KUNST[1939: 33]: “bei denjenigen, welche [diesen *hetu*] nennen, ...”

⁽¹⁵⁰⁾cantratvasāadhanāya JK (cf. zla ba nyid du bsgrub pa'i phyir T) : cantrasāadhanāya S

⁽¹⁵¹⁾cf. PV 4.118ab: athavā bruvato lokasyānumānābhāva ucyate /

⁽¹⁵²⁾śābdaprasiddhena JK/Kunst/PVA (sgra las byung ba'i grags pa T) : śābde prasiddhena S

⁽¹⁵³⁾apohyate JK/Kunst/S : apodyate PVA

⁽¹⁵⁴⁾Ce' PSV (北川 [1965: 472])

(K) P125a5f: gang la thun mong ma yin pa'i phyir rjes su dpag pa la yang sgra grags pa'i 'gal ba sel bar byed pa ste / dper na ri bong can ni zla ba ma yin te yod pa'i phyir ro // zhes bya ba lta bu'o //

(V) D40b7f; P43b1f: gang yang thun mong ma yin pa'i phyir rjes su dpag pa ni yod pa ma yin zhing sgrar grags pa dang 'gal ba'i don sbyor ba ni ri bong can ni zla ba ma yin te yod pa'i phyir ro zhes bya ba lta bu ste[bu'o P] /

この部分を含む前後のパッセージは、PVA 545,8-10 にも引用される。また、NMukh Taisho 1a (桂 [1984: 113ff]) にも同様の記述が見られる。この部分のテキスト・訳については、TILLEMANS[2000: 154 with n.530] も参照のこと。

⁽¹⁵⁵⁾TSP 503,18: acandrasādhana iti kvacit pāṭhaḥより。

candratvasādhane hetāv asādhāraṇatā bhavet /
 prasiddhivyatireke ca vasturūpasamāśraye //TS 1395//⁽¹⁵⁶⁾

(J164a7; K411,23; S503,10; Kunst(T) 177,3 [D28a1; P56b4])

「実在性に依拠している場合」というのは、能証が⁽¹⁵⁷⁾、[月が] 実在として存在するか非存在であるかということに従っている場合ということであり、この場合に [証因の] 非共通性が述べられるのであって、証因が一般に承認されていることを特徴とする場合に [非共通性が述べられる] ではない。そのような [＜一般に承認されていること＞を特徴とする証因] は、[話者の] 意図に従うものであるため、肯定的随伴が存在する⁽¹⁵⁸⁾。なぜなら、全ての常識的知識 (pratīti) を否定する⁽¹⁵⁹⁾、かの誤った見解をもつ人は、＜一般に承認されていること＞を特徴とする証相によっては「[śāśin が] 月であること⁽¹⁶⁰⁾」を証明することができないからである。また、実在の力によって生じ働くような (vastubalapravṛtta⁽¹⁶¹⁾) 別の証相も存在しない。もし [存在するとすればその証相] によって、śāśin における月性が証明されるであろうが。＜[śāśin を] 月等と呼称すること＞ [という証因] は、単なる [話者の] 意図のみに従うものであるため、実在の属性 (avastudharma) ではないからである。従って、そのような人に対して、[Dignāga によって] 喩例を欠く推理が述べられたのである。[Dharmakīrti によって]、

「śāśin が月であることを認めない者は、どんな＜常識的知識⁽¹⁶²⁾＞を望むのであろうか。従って、そのような人にとっては、喩例を欠くその [証因] は非共通となると考えられたのである。⁽¹⁶³⁾」

と述べられるように。

(J164a8; K412,2; S503,18; Kunst(T) 177,18 [D28a4; P56b8])

⁽¹⁵⁶⁾ Dignāga の主張の定義 (PS 3.2) の一要素である「＜一般に承認されていること＞によって排斥されない」という規定に関する議論は、PV 4.109-130 においても展開されている。TILLEMANS[2000: 153-189] も参照のこと。

⁽¹⁵⁷⁾ sādhanē n.e. T

⁽¹⁵⁸⁾ つまり、同類例が存在するということ。KUNST[1939: 34]: “Denn dieser letztere ... besitzt wohl homogene Beispiele (*sapakṣa = anvaya*).”

⁽¹⁵⁹⁾ sarvapatītyapalāpī JKS (cf. grags pa thams cad la bsnyon pa'i T) : sarvapasiddhyapalāpī Kunst

⁽¹⁶⁰⁾ prasiddhilakṣaṇena liṅgena candratvaṃ J (grags pa'i mtshan nyid kyi[kyis P] rtags[rtags nyid P] kyis[kyi P] zla ba nyid du T) : prasiddhilakṣaṇenācandratvaṃ Kunst : prasiddhilakṣaṇena candratvaṃ KS
 J, T より liṅgena を補い、acandratvaṃ を candratvaṃ として、KUNST[1939: 35, n.2] の読みを再訂正する。Kunst 氏の訂正根拠は文意からであるが、J, K, S, T いずれの支持も得られない。文脈上も上の読みで特に問題はないと思われる。

⁽¹⁶¹⁾ vastubalapravṛttānumāna については、TILLEMANS[1999] 参照のこと。

⁽¹⁶²⁾ pratītiṃ JKS/PV (grags T) : prasiddhiṃ Kunst

⁽¹⁶³⁾ Ce PV 4.120: candratāṃ śāśīno 'nicchan kāṃ pratītiṃ sa vāñchati /
 iti taṃ praty adṛṣṭāntaṃ tad asādhāraṇaṃ matam //
 TILLEMANS[2000: 174f] も参照のこと。

ある場合には「[śaśin が] 月でないことを論証する [証因] において⁽¹⁶⁴⁾」という読み [もありうる]。その場合、以下のようなつながりとなる⁽¹⁶⁵⁾。前主張論者によって⁽¹⁶⁶⁾、「śaśin は月ではない」[という主張とそれに対する]「存在するが故に」という証因が述べられる [とする]。[śaśin が] <月でないこと>を論証するそのような証因が前主張論者によって⁽¹⁶⁷⁾述べられる際、彼 (= 前主張論者) に対して、[反対にśaśin が] <月であること>を論証するために後主張論者にとって生じ働く [証因] は非共通なものとなる。[そのことについて] 先生 (= Dignāga) は、「また、非共通性故に [有効な] 推理が存在しない場合⁽¹⁶⁸⁾」云々ということにより、<一般に承認されていること>とは異なった、実在の力によって生じ働く証相に依拠した上で、[その証因の <非共通性> が有効な] 推理が存在しないことに対する原因であると述べたのである。(1395)

(J164b2; K412,7; S503,23; Kunst(T) 178,4 [D28a7; P57a3])

[Śāntarākṣita は] 第三の証因⁽¹⁶⁹⁾に対しても、「patat-」云々と述べる。

(J70b3; D51b2; P62b7)

「[この私の知覚が] 飛んでいる虫によって引き起こされたこと」[という主張命題] と「[私の知覚の] 生起が飛んでいる虫との接触によってもたらされたものであること」[という証因] の間には、ちがいが見られない。

patatkīṭakṛtatvasya na viśeṣaḥ samīkṣyate /
patatkīṭakasamṣparśapratilabdhoodayasya ca //TS 1396//

「ちがいが見られない」とは、証因と主張命題の [ちがいが見られない] ということである。証因が主張命題の意味内容の一部である (pratiññārthaikadeśa) ということである。すなわち、この [推論式] において、知覚が <限定された虫を原因とすること> が、論証されるべきものとして望まれている。そして、その同じことが、他の言葉によって証因として述べられている⁽¹⁷⁰⁾。従って、証因と主張命題の間にちがいが無い。(1396)

(J164b2; K412,13; S504,10; Kunst(T) 178,13 [D28b1; P57a5])

[反論:] 「『飛んでいる』という限定が付与されなくとも、まさに『生起がもたらされたから』という一般性が証因として述べられる場合、[証因が] 主張命題の意味内容の一部である⁽¹⁷¹⁾ こと

⁽¹⁶⁴⁾acandrasādhana KS : acandrasādhanam J : zla ba min pa bsgrubs gtan tshigs la (= *acandrasādhana-hetau) T

⁽¹⁶⁵⁾tatraivam abhisambandhaḥ J (der 'di ltar sbrel bar bya ste / T) : tatraivam iti sambandhaḥ KS

⁽¹⁶⁶⁾pūrvapakṣavādinā KS : pūrvapakṣivādinā J

⁽¹⁶⁷⁾pūrvapakṣavādinā KS : pūrvapakṣivādinā J

⁽¹⁶⁸⁾Ce' PSV (K) P125a4 (V) D40b7f; P43b1 (北川 [1965: 472]), TSP 503,8f.

⁽¹⁶⁹⁾TS 1372 で挙げられた推論式: 「『この私の知覚は、飛んでいる虫によって引き起こされた』と決定される。『[私の知覚の] 生起は飛んでいる虫との接触によってもたらされたものであるから』」における証因のこと。

⁽¹⁷⁰⁾hetutvenoktam JS (gtan tshigs nyid du bstan pa T) : hetunoktam K

⁽¹⁷¹⁾cf. dam bca' ba'i phyogs gcig pa T

にはならない⁽¹⁷²⁾」という考え [もあるかもしれない]。[Śāntarakṣita は] 「patataḥ」云々と答える。

(J70b3; D51b2; P62b8)

証因に対する「飛んでいるこの [虫]」という限定は必ずなされるべきである。さもなければ、[証因の] 逸脱が避けがたいこととなる。

patato 'syeti kāryaṃ hi dhruvaṃ hetor viśeṣaṇam /
anyathā vyabhicāritvaṃ durnivāraṃ prasajyate //TS 1397//

他の虫によって引き起こされた知覚による [証因の] 逸脱は決してあるべきではない。従って、[必ず]⁽¹⁷³⁾ 限定はなされるべきである。(1397)

(J70b4; D51b3; P63a1)

一方、[飛んでいる虫と知覚の因] 果関係が、[ある] 人が [それを] 忘却した際に論証されるべきならば、[証因は] 三条件をもつことになるだろう。以前に確立された喩例があるから。

kāryatāvvyavahāras tu tasya vismaraṇe sati /
yadi sādhyas trirūpaḥ syāt pūrvasiddhanidarśanāt //TS 1398//

(J164b3; K412,20; S504,13; Kunst(T) 178,20 [D28b2; P57a7])

もし [飛んでいる虫と知覚の] 因果関係が、[それを] 忘却した人に対して論証されるなら、そのような場合、証因は三条件をもつことになるだろう。その因果 [関係] が [すでに] 確立された火と煙等が喩例として存在するからである。(1398)

(J164b4; K412,22; S504,15; Kunst(T) 179,2 [D28b3; P57a8])

「cakṣū rūpa-」云々 (= TS 1373⁽¹⁷⁴⁾) に対して、「cakṣuṣaḥ」云々⁽¹⁷⁵⁾と述べる。

(J70b4; D51b3; P63a1)

[論証の] 主題である眼の存在性が、まず確定されない。またそのこと (= 存在性) の論証は正しくない。不成立等の結果となるから。

caṣṣuṣo dharmirūpasya sattā tāvad aniścitā /
tasyāś ca sādhanam yuktaṃ nāsiddhyādiprasaṅgataḥ //TS 1399//

「そのこと (= 存在性) の論証は正しくない (tasyāś ca sādhanam yuktaṃ na)」と区切られる。「不成立等」という [語句のうち] 「等」という語によって、逸脱と矛盾 [の誤り] が把握される。存在性が論証されるべきものであるとき、全ての証因は三つの誤りの生起を⁽¹⁷⁶⁾ 乗り越

⁽¹⁷²⁾cf. KUNST[1939: 37]: “dann liegt die Wiederholung des Inhalts des *sādhyā* im *hetu* ... nicht vor.”

⁽¹⁷³⁾gdon mi za bar khyad par bya dgos so T.

⁽¹⁷⁴⁾「色かたちの把握が結果 [として生じる] 場合、眼は常に卓越した能力をもつ。それ (= 結果) に対して働いているから、あるいは [眼は] それ (= 色かたち) を [実際に] 知覚するから」という推論式を指す。

⁽¹⁷⁵⁾-ādi om. J

⁽¹⁷⁶⁾hetus trayīm doṣajātīm JS (gtan tshigs ... skyon kyi rigs gsum las T) : hetur doṣatrayaṃ K

える (ativartate⁽¹⁷⁷⁾) ことがない⁽¹⁷⁸⁾。すなわち、証因が存在物の属性である場合⁽¹⁷⁹⁾、不成立[の誤り]となり、[証因が存在物と非存在のもの]両者の属性である場合、不確定[の誤り]となり、[証因が]非存在のものの属性である場合、矛盾[の誤り]となる。

[存在するかどうか]未確立の[基体]において⁽¹⁸⁰⁾、存在物の属性は存在しない[ため、証因は不成立の誤りとなる]⁽¹⁸¹⁾。[存在物・非存在のもの]両者をよりどころとする[証因]は逸脱[の誤り]となる。非存在のものの⁽¹⁸²⁾属性[としての証因]は矛盾[の誤り]となる。そのような存在性がいかにして論証されるであろうか。⁽¹⁸³⁾

と述べられるように。

もし基体である<眼>における<視覚的認識を生み出す能力>が論証される場合でも、能力や存在性等[の語]は同義語であるから⁽¹⁸⁴⁾、それ(=能力)を論証する際には結果的に[眼の]存在性を論証することとなる。[sattā とśakti が]異なっていると看做しても、それ(=能力)は知覚されないことから[実在する基体において]確立されることがないため、証因は<基体不成立>[の誤り]となるだろう⁽¹⁸⁵⁾。このようにして、「色かたちを把握するので⁽¹⁸⁶⁾」という[証因]も、主題の属性ではないことから不成立であると見なされるべきである。(1399)

(J164b6; K413,6; S505,9; Kunst(T) 179,22 [D28b7; P57b5])

[反論:] 「その場合、あなたがたにとっても、いかにして眼等の感覚器官[の存在]が確立されるのか」というので、「*kiṃ tu*」云々と答える。

(J70b5; D51b4; P63a2)

一方、ある時には色かたち等が存在するとしても視覚的知識は生じない。それ故、それ(=色かたち等)のみが[視覚的知識の]原因であるわけではない⁽¹⁸⁷⁾と知られる。

*kiṃ tu rūpādibhāve 'pi cakṣurjñānaṃ na jāyate /
kadācit tena tanmātraṃ na hetur iti gamyate //TS 1400//*

(177)下に挙げた PVSV の平行箇所では、atipatati (飛び越える)となっている。ただし ativartate という異読も存在する。

(178)Ce' PVSV 95,19f: sattāyāṃ hi sādhyāyāṃ. sarvas taddhetur na trayiṃ doṣajātīm atipatati.

(179)bhāvadharṃ Kunst (yod pa'i chos T, PV 1.191a) : bhāve dharme JKS

(180)asiddhe em. (PV, NVinVi, ma grub pa la T) : asiddher JK/Kunst/S

(181)PVSVT 354,19f: **asiddhe** pradhānādaḥ dharminī **na bhāvadharṃ** 'stīty asiddho hetuḥ.

(182)'bhāvasya JS (PV, med pa'i T) : 'bhāvaś ca K/Kunst

(183)Ce PV 1.191: nāsiddhe bhāvadharṃ 'sti vyabhicāryubhayāśrayaḥ /
dharṃ viruddho 'bhāvasya sā sattā sādhyate katham // (=NVinVi 2.13,16f, cf. PV 1.187)

(184)T: nus pa dang yod pa la sogs pa rnam grangs yin pa'i phyir に従う。

(185)cf. KUNST[1939: 40]: "... dann, wegen Übersinnlichkeit der Potenz ..., fehlt dem *hetu* das Bezogensein auf ein reales Subjekt."

(186)cf. TS 1373d: tasya(=rūpasya) darśanāt.

(187)cf. KUNST[1939: 40]: "das *tanmātrakāraṇa* ist kein *hetu*."

「ある時には」というのは⁽¹⁸⁸⁾、眼が閉じられた状態にあるときのことである。実に我々は、直接的に (*āhatya*⁽¹⁸⁹⁾) 眼等をその限りのものとして論証することは [でき] ない。そうではなくて、色かたち等のあるものが存在するとき、肯定的あるいは否定的に (*anvayavyatirekau*⁽¹⁹⁰⁾) [それらを] 直接経験する知識が見られるのである。そ [の知識] は [色かたち等とは] 別の原因に [も] 依存しており、それ (= 色かたち等) のみによって生じることはないと論証される。従って、そのような知識のみが [論証の] 主題となり [うる]。従って、不成立等の誤りはない。[我々仏教徒は、視覚的知識の] 別の原因であるようなもの、それを <眼> と言語表現する。一方、[我々と] 用語法が異なるのは (*bhedavyavahāra*)、[対論者が自身の] 定説に依拠している [からである]⁽¹⁹¹⁾。(1400)

(J164b7; K413,14; S505,15; Kunst(T) 180,9 [D29a3; P57b8])

以下のような [反論] があるかもしれない。「述べられたような方法 (*nīti*, *tshul*) によって [視覚的] 認識が [論証の] 主題となるとしよう。そうであるとしても、証因⁽¹⁹²⁾ は [依然として] 二条件⁽¹⁹³⁾ のみをもつこととなる」と。[Śāntarakṣita は] 「*svahetu-*」 [云々] と答える。

(J70b5; D51b4; P63a3)

また、その生起が自身の固有の原因によって限定された芽等のものも存在する。その場合、[それら芽等が] 喩例である。このようにしてまた、[証因が] 三条件をもつことは極めて明白である。

svahetuniyatodbhūtir aṅkurādīś ca vidyate /
tasmin dr̥ṣṭānta evaṃ ca trailakṣaṇyam⁽¹⁹⁴⁾ *atisphuṭam //TS 1401//*

「[その生起が] 自身の固有の原因によって限定されている」とは [*Bahuvrīhi*-複合語で、以下のように分解・解釈される]。あるものの生起が[それ] 自身の固有の原因と結びつけられている⁽¹⁹⁵⁾ ようなもの、それがそのように述べられる。その生起が自身の固有の原因 (*svakāraṇa*) に依存しており⁽¹⁹⁶⁾、偶発的に生じる、そのような芽等が、喩例としてありうる、ということである。ま

⁽¹⁸⁸⁾iti KS (res 'ga' zhes bya ba ni T) : ityādi J

⁽¹⁸⁹⁾文字通りには「一撃の後に」 n.e. T

⁽¹⁹⁰⁾具体的には、色かたち等の対象が存在することを前提として、目が開かれた状態にある等の原因・条件が満たされれば視覚的知識が生じ、眼が閉じた状態にある等の原因・条件が満たされない場合には視覚的知識が生じないということの意味する。

⁽¹⁹¹⁾cf. T: grub pa'i mtha' la brten na ni tha snyad tha dad do // 「定説に依拠する場合、用語法が異なる。」

⁽¹⁹²⁾つまり、TS 1373 における「それ (= 結果) に対して働いているから」あるいは「[眼は] 色かたちを [実際に] 知覚するから」という証因のことである。

⁽¹⁹³⁾TS 1373 の場合と同様、「他のあり方では成立しえないこと」「異類群に存在しないこと」との二つの条件を指す。

⁽¹⁹⁴⁾trailakṣaṇyam J/Kunst (mtshan nyid gsum par T) : vailakṣaṇyam KS

⁽¹⁹⁵⁾svahetupratibaddhā JS (rang gi rgyu dang 'brel par T) : hetupratibaddhā K

⁽¹⁹⁶⁾svakāraṇāyatta- KS (cf. rang gi rgyu la[las P] rag las pa'i T) : svakāraṇāyatta- J

た以下のように論式化されうる。「[遍充関係:] ある [原因](X) が現に存在する場合でも⁽¹⁹⁷⁾, 偶発的に生じるような [結果](= Y 群)⁽¹⁹⁸⁾, それら [結果 Y 群] はその [原因](X) のみによって生じることはない⁽¹⁹⁹⁾。[主題所属性:] そして, [それらは] 他の原因に依存する。[喩例:] 例えば, 大地等が存在するとしても, 種子が現に存在しているかしていないかによって, 芽等は発芽したりしなかったりする (anvayavyatirekiṇo) ように。⁽²⁰⁰⁾」[同様に], 色かたち等が存在するとしても, [眼が] 閉じられているかいないかの状態に [応じて], 視覚的認識は偶発的なものである。従って, [推論式の形式が] 否定の場合は, [否定対象を] 遍充するもの (vyāpaka) と矛盾するもの認識⁽²⁰¹⁾が [適用され], 一方肯定の場合は, 本質としての証因⁽²⁰²⁾が [適用される]。(1401)

3.2.3. 第三条件を満たさない証因 (TS 1374-1375) に対する批判

(J165a2; K413,24; S505,23; Kunst(T) 180,26 [D29a6; P58a5])

「kathañcit」云々 [という推論式 (TS 1374)⁽²⁰³⁾] に対して, 「kathañcid-」[云々] という。

(J70b6; D51b5; P63a3)

また, つぼ等における <何らかの点で非存在を本質とすること> を論証する場合も, 以前と同様に証因が無益であることと, [証因が] <一般的に承認されないこと> が見られる。

kathañcidasadātmatvasādhane ca ghaṭādiṣu /
pūrvavad dhetuvaiphalyam aprasiddhiś ca dṛśyate //TS 1402//

この [推論式] においても, 所証がすでに成立している [という誤りとなる]。何らかの方法によってつぼ等が非存在であることは成立しているからである。もし [つぼ等の非存在が] 成立していないというならば, <認識されないから> というこの証因もまた成立しない。従って, 証因は不成立である, という [ように], 以前と同様に論駁が述べられるべきである。[「以前と同様に」とは], <存在することを本質とすること> を論証する証因に対して⁽²⁰⁴⁾ [論駁が] 述べられたよう

⁽¹⁹⁷⁾api om. K

⁽¹⁹⁸⁾ye om. S

⁽¹⁹⁹⁾na tanmātrasambhaviṇaḥ JK (de tsam gyis 'byung ba ma yin pa T) : na tanmātrāsambhaviṇaḥ S

⁽²⁰⁰⁾この推論式を主張命題・証因・喩例の順序に変換すると, 「他の原因に依存するものは, ある [一つの] 原因のみによってはありえない。その原因が現に存在する場合でも偶発的に生じるから。例えば, 芽等の発芽のように」となる。

⁽²⁰¹⁾KUNST[1939: 43, n.1] においても指摘されている通り, ここで想定されている推理は具体的には, nātra caḥsurjñānaṃ nimilitāvasthāyaḥ. 「ここには視覚的認識がない。[眼が] 閉じられた状態であるから」である。

⁽²⁰²⁾KUNST[1939: 43, n.2] も指摘するように, ここで想定されている本質としての証因による推理とは, 「視覚的認識は, 他の原因に依存する。偶発的なものであるから。例えば芽等のように」である。これは TS 1373 でジャイナ教徒が第二条件を満たさない証因として提出した「眼は常に優勢な能力をもつ。いろ・かたちを認識するから」という推理を再構成したものである。

⁽²⁰³⁾TS 1374 の推論式: 「アートマンやつぼ等は, 何らかの点で非存在を本質とする。何らかの点で認識されえないから。ロバと結びつく角のように」のこと。

⁽²⁰⁴⁾sadātmatvasādhane JK (yod pa'i bdag nyid du bsgrub pa'i T) : sadātmasādhane S

に[ということである]⁽²⁰⁵⁾。(1402)

(J165a2; K414,3; S506,13; Kunst(T) 181,8 [D29b1; P58a8])

「[TS 1374 の推論式⁽²⁰⁶⁾においては] 異類群が存在しないので、非類似性にもとづく喩例は存在しない」と述べられた⁽²⁰⁷⁾が、これに対して「asti ca」云々と答える。

(J71a1; D51b5; P63a4)

ここでもまた、非類似性にもとづく喩例が存在するのは明白である。というのも、その場合、それら[つぼ等]の本質が、異類群となるからである。

asti cātrāpi vispaṣṭaṃ vaidharmyaṇa nidaśanam /
tad eva teṣāṃ svaṃ rūpaṃ prayāti hi vipakṣatām //TS 1403//

ある性質としてつぼ等は認識されるが、そのような性質としてそれら[つぼ等]は<存在することを性質とする>とまさしく認められる。そのような場合、まさにそれら[つぼ等]の本質が、非類似性にもとづく喩例となりうるだろう。そのような本質において、<認識されないから>という証因は存在しないからである。(1403)

(J71a1; D51b6; P63a5)

諸々の本質を欠くもの(=存在しないもの)における<何らかの点で存在することを本質とすること>を論証する場合でも、[すでに]認められていることの証明、[証因の]不成立[が誤りとして付随する]。また[TS 1403 と]全く同様に、非類似性[にもとづく喩例]が得られる。

kathañcanasadātmatvasādhane 'pi nirātmasu /
iṣṭasiddhir asiddhiś ca vaidharmyāptis⁽²⁰⁸⁾ tathaiva ca //TS 1404//

(J165a3; K414,10; S506,16; Kunst(T) 181,14 [D29b2; P58b1])

このようにして、「kathañcana」[云々](=TS 1375⁽²⁰⁹⁾)という推論式においても、[すでに]認められたことの証明等[の誤り]が[付随するのはTS 1402の場合と]同じである。「諸々の本質を欠くものにおいて」というのは、諸々の存在しないものにおいてということである。「非類似性

⁽²⁰⁵⁾具体的には、TSP 501,18-502,24 ad TS 1389-1393 を指す。

⁽²⁰⁶⁾TS 1374: あるいは、「アートマンやつぼ等は、何らかの点で非存在を本質とする。何らかの点で認識されえないから。ロバと結びつく角のように。」

⁽²⁰⁷⁾cf. TSP 498,15-19 ad TS 1374-75: atra vaidharmyadṛṣṭānto na vidyate. ghaṭādiḥ sarvo bhāvātmano rāsiḥ kathañcid asadātmakatvena pratijñātaḥ, abhāvaś ca sādharmaḥyadṛṣṭāntatvenopanyastaḥ. na ca bhāvābhāvavyatiriktaṃ tṛtīyam asti, yatra sādhyavyavacchedapūrvakaḥ sādhanavyavacchedo nirdiśyeta. kharaviṣāṇādayo vā khathañcit sadātmakāḥ, kathañcid upalabhyamānatvāt, ātmaghaṭādivat. atrāpi pūrvakayaiva yuktyā vaidharmyadṛṣṭāntābhāvo yojaniyaḥ.

⁽²⁰⁸⁾vaidharmya- JS : vaidharma- K

⁽²⁰⁹⁾TS 1375: 「うさぎの角等もまた、何らかの点で存在することを本質とする。何らかの点で認識されうるから。アートマンやつぼ等のように。」

[にもとづく喩例] が得られる」というのは、所証の欠如を特徴とする非類似性が、能証の非存在によって遍充される (āpti=vyāpti) ということである。「全く同様に」とは、[うさぎの角等の] 本質が非類似性 [にもとづく喩例] としてありうることによって、ということである。⁽²¹⁰⁾ (1404)

3.2.4. 第二条件を満たさない証因 (2) (TS 1376) に対する批判

(J165a4; K414,13; S506,19; Kunst(T) 181,21 [D29b3; P58b3])

「tvadīyaḥ」云々⁽²¹¹⁾ に対して、「pitṛśabda-」云々という。

(J71a2; D51b6; P63a6)

父の声を聞くことによって、[この] 家が父と結びついていることがまた理解される。その場合、証因が三つの条件をもつことは明白である。

pitṛśabdaśruter yāpi veśmanaḥ pratipādyate /
pitṛśambandhitā tatra vyakto hetus trilakṣaṇaḥ //TS 1405//

(J71a2; D51b7; P63a6)

というも、[別の] ある場所において、父と結びついた声は以前に知覚されている。以前にそれ (= 父と結びついた声) が経験されていないならば、証因の不成立は避けがたい。

kvacid dhi pitṛśambaddhaḥ⁽²¹²⁾ svaraḥ prāg upalakṣitaḥ /
tasyānanubhave pūrvam durdharā hetvasiddhatā //TS 1406//

「それが」というのは、父と結びついた [声] のことである。[その父と結びついた声が]、別のある場所で[以前に] 経験されていないならば、証因は不成立となるだろう。(1405-1406)

(J165a4; K414,20; S506,21; Kunst(T) 181,26 [D29b4; P58b4])

「yasmin」云々ということによって、[証因が] まさにそのように三条件をもつことを示す。

(J71a3; D51b7; P63a7)

ある場所において、以前にそれ (= 父の声) が認識されたり認識されなかつたりした場合、肯定的随伴あるいは否定的随伴は明白に見られる。

yasmin prāg upalabdhaś ca nopalabdhaś ca yatra saḥ /
anvayo vyatireko vā vispaṣṭam tatra dṛśyate //TS 1407//

3.2.5. 主題所属性を満たさない証因 (TS 1377) に対する批判

(J71a3; D52a1; P63a8)

一方、言葉は [心の中で考えられた] 対象を知らせる [ことはある] が、決して外界 [の対象]

⁽²¹⁰⁾T は「全く同様に」(tathaiva) 以下を直前の文章 (vaidharmyāptir iti ... vyāptiḥ.) の前におく。

⁽²¹¹⁾TS 1376 における推論式: 「『あなたの父はこの家にいる』と理解される。あなたの父の声がこの家から聞こえるから」を指す。

⁽²¹²⁾kvacid dhi pitṛśambaddhaḥ Kunst (cf. la lar pha dang 'brel pa'i T, tasyeti pitṛśambaddhasya TSP 506,19f) : kvacid dhi pratisambaddhaḥ J : kvacid vipratisambaddhaḥ KS

を [知らしめること] は] ない。[言葉は、あなた方ジャイナ教徒の主張する] <他のあり方ではありえないこと> を欠いているからである。そうではなく、それ (= 言葉) は、[話者の] 意図を知らせる。

śabdāḥ tu jñāpayaty arthaṃ naiva bāhyaṃ kathañcana /
anyathāsambhavābhāvād vivakṣāgamakas⁽²¹³⁾ tv asau //TS 1408//
(J71a4; D52a1; P63a8)

また、その [話者の意図] が証明される場合、[言葉という証因が] 三条件をもつことは極めて明白である。というのも、[話者に] 意図が現に存在しなければ、言葉は使用されないからである。

tasyāṃ ca pratipādyāyāṃ trailakṣaṇyam⁽²¹⁴⁾ atisphuṭam /
vivaṅśāsammukhībhāve na hi śabdāḥ prayujyate //TS 1409//

(J165a4; K415,9; S506,21; Kunst(T) 181,27 [D29b4; P58b5])

外界対象に関係することによっては、言葉が < [その外界対象が成立する以外の] 他のあり方では成立しえないこと > は確立されない。従って、それ (= 外界対象) に対して [言葉は正しい] 証相とはならない。それ (= 言葉) は、単なる [話者の] 意図によって生じ働くものだからである⁽²¹⁵⁾。⁽²¹⁶⁾ あるいはもし [言葉が] 認識の中に存在する (parivartina)⁽²¹⁷⁾ 対象に関して [証相である] という場合は、[証相が] 三条件をもつことはありうる。たとえば煙 [という証相から火という所証を推理する場合] のように。なぜなら、(1) [話者の] 意図が現に存在しなければ、言葉は使用されないことから、また (2) [言葉は] その [意図の] 結果であることから⁽²¹⁸⁾、例えば火にとつての⁽²¹⁹⁾ 煙のように < 知らせるもの > であると認められるからである。しかしながら、[言葉は] < [外界対象を] 表示するもの > としては⁽²²⁰⁾ [認められ] ない。(1408-1409)

(J71a4; D52a2; P63b1)

⁽²¹³⁾vivakṣāgamakas J/Kunst/S (cf. brjod par 'dod pa T) : vilakṣāgamakas K

⁽²¹⁴⁾trailakṣaṇyam J/Kunst (mtshan nyid gsum par T) : vailakṣaṇyam KS

⁽²¹⁵⁾icchāmātravṛttitvāt JK/Kunst (cf. 'dod pa tsam gyis 'jug pa'i phyir ro T) : icchāmātravṛttitvāt S
cf. KUNST[1939: 47]: "... in der Tat erschöpft sich die Funktion des Wortes in der Bedeutungsintention, ..."

⁽²¹⁶⁾この問題についてはすでに Dharmakīrti が論じている。

PV 1.213: nāntarīyakatābhāvāc chabdānāṃ vastubhiḥ saha /
nārthasiddhis tatas te hi vaktrabhiprāyasūcakāḥ //

PV 4.116ab: saṃketasaṃśrayāḥ śabdāḥ sa cecchāmātrasaṃśrayāḥ /

⁽²¹⁷⁾-parivarttinam K/Kunst (cf. gnas pa'i T) : -viparivarttinam S : -viparītavarttinam (sic) J

⁽²¹⁸⁾cf. KUNST[1939: 48]: "weil das Wort eben die Folge dieser Einstellung ist."

⁽²¹⁹⁾jātavedaso JS : jātavedase K : du ba dang me bzhin du T

⁽²²⁰⁾vācaka という語については、KUNST[1939: 48, n. 2] に解説があるが、以下にその概要を示しておく。ジャイナ教徒は、外界対象と言葉の間に < vācya と vācaka という関係 > (= sādhya-sādhana の関係) が成立すると主張する。それに対して仏教徒は、話者の意図と言葉の間になら因果関係が成立するので、言葉は話者の意図に対する < 結果としての証因 > とは認めるが、外界対象と言葉の間の vācya と vācaka という関係は認められない、と主張する。

一方、ランプは、[ランプの光に照らされて知られる] 青色等の証相となるという理由で、<知らせるもの>となることは決してない。[青色等の] 知識を生じさせる能力をもつものを生み出すから、またそのように (= <知らせるもの> であると) 述べられる。

dīpas tu jñāpako naiva nīlāder liṅgabhāvataḥ /
jñānotpādanayogyasya jananāt tu tathocyate //TS 1410//
(J71a5; D52a2; P63b2)

また、[何かを] 知らせるものが証相となる場合、主題 [所] 属性等が検討される [が、ランプの場合その必要はない]。さもなければ (= ランプに関して主題所属性を検討すべきなら)、どうして眼等に関してそれ (= 主題所属性等) が問われないのであろうか。

jñāpake liṅgarūpe ca pakṣadharmādi cintyate /
anyathā cakṣurādīnām kasmād etan na codyate //TS 1411//

(J164a5; K415,12; S507,13; Kunst(T) 182,9 [D29b6; P58b7])

一方、ランプは、[所証を立証する] 証相という観点からは⁽²²¹⁾煙のように <知らせるもの> であると認められない。それではどうなのかといえば、[視覚的⁽²²²⁾] 認識を生じさせる能力をもつば等 [の対象] を生み出すという点で、[ランプは] 知らせるものとして一般的に認められている (rūḍha)⁽²²³⁾ が、証相として [認められているわけではない] ない。従って、証相ではないその [ランプ] の⁽²²⁴⁾ 主題所属性等を検討することは決して妥当でない。さもなければ (= もしランプに関して主題所属性を検討することが妥当であるなら)、[同様に認識を生み出す能力をもつ] 眼等に関して、主題所属性等が⁽²²⁵⁾ 問われなければならないであろう。(1410-1411)

3.3. 結論

(J165b1; K415,15; S507,17; Kunst(T) 182,16 [D29b7; P58b8])

「anyathā-」云々というのは、[ここまで] 議論された意味内容の総括である。

(J71b1; D52a3; P63b2)

<他のあり方では成立しえないこと> [という一条件] によるとしても、[例えば] <眼で見られること> [という証因] は、主題 [所] 属性なしに [無常性を] 論証することはない。それ故、ただ一つの条件をもつ諸々 [の証因] は [所証の論証に対して] 無能である。

anyathānupapattyāpi cākṣuṣatvaṃ na sādhakam /
pakṣadharmaviyogena klībās tenaikalakṣaṇāḥ //TS 1412//⁽²²⁶⁾
(J71b1; D52a3; P63b3)

⁽²²¹⁾cf. KUNST[1939: 49]: “... im Sinne eines *hetu*, ...”

⁽²²²⁾cf. *mig gi rnam par śes par T*

⁽²²³⁾cf. KUNST[1939: 49]: “... in einem uneigentlichen Sinne ...”

⁽²²⁴⁾*tasyaliṅgabhūtasya J/Kunst (rtags su ma gyur pa de'i T) : tasya liṅgabhūtasya KS*

⁽²²⁵⁾*pakṣadharmatvādi n.e. T*

⁽²²⁶⁾この偈には、Pātrasvāmin の前主張の一部である TS 1363 の中で使われているのと同じ語 “klība” を用いることによって、反対に Pātrasvāmin を批判するという皮肉がこめられている。確認のために以下に TS 1363 を示す。

[Pātrasvāmin によって] 一条件をもつものとして述べられた諸々 [の証因] は、二条件をもつことが暗に意味される。また、二条件をもつ [証因] として述べられたものは三条件をもつことが [暗に意味される]。[以上は] 主題 [所] 属性にもとづいて [のことである]。

ekarūpatayoktānām dvairūpyaṃ copalakṣitam /
dvirūpatvena caktānām trairūpyaṃ pakṣadharmataḥ //TS 1413//
(J71b2; D52a4; P63b4)

[Pātrasvāmin:] 「また、[主題所属性は] <他のあり方では成立しえないこと> [という一条件] のみによって含意されるので [問題はない] 」というならば、[答論:] それは [正しく] ない。さもなければ (= 主題所属性が <他のあり方では成立しえないこと> によって含意されるとすれば) [例えば論証の主題である] 音声等において <眼で見られること> が認められることになる。しかしながらそうであるとしても、[実際には] それ (= <眼で見られること>) は [音声において] 存在しない。

anyathānupapattyaiva cākṣepād iti cen na tat /
śabdādāv anyathāpīṣṭe cākṣuṣatve na cāsty asau⁽²²⁷⁾ //TS 1414//

(1) <眼で見られること> は、無常性と不可離関係にあるとしても、[論証の主題である] <音声> において、その無常性を論証することはないから、また、(2) あらゆる場合に必ず主題所属性に依拠すべきであるから、というこれら [二つの] 理由から、主題所属性に依拠することによって、[Pātrasvāmin によって] 一条件をもつものとして述べられた諸々 [の証因] は必然的に二条件をもつ。また二条件をもつものとして述べられた諸々 [の証因] は [必然的に] 三条件をもつ。[以上は] まさしくその主題 [所] 属性にもとづいて [のことである]。従って、一条件をもつ諸々の証因は、まさに [論証に対して] 無能である。(1412-1413)

(J165b2; K415,18; S507,20; Kunst(T) 182,25 [D30a3; P59a3])

また以下のように述べられるべきではない⁽²²⁸⁾。「<他のあり方では成立しないこと> [という一条件] のみによって主題 [所] 属性等が含意される。これ故、個別に、独立するものとしては、それら (= 主題所属性等の三条件) は [証因の] 条件ではない」と。なぜなら、「主題所属性がないとしても、[証因には] <他のあり方では成立しえないこと> が存在する」というのは、[Pātrasvāmin] 自ら、

「言葉・ランプ等の事物においては⁽²²⁹⁾、たとえ [それらに] 主題所属性が欠けていても、<他のあり方では成立しえないこと> のみによって、[それらが] また <知らせるもの> である

anyathānupapannatve nanu drṣṭā suhetutā /
nāsti tryaṃśakasyāpi tasmāt klibās trilakṣaṇāḥ //1363//

「[反論:] [ある証因に] <他のあり方では成立しえないこと> という条件が存在する] 場合、[その証因は] 正しい証因であると見なされる。[ある証因に、<他のあり方では成立しえないこと> という条件が] 存在しない場合、[その証因が] 三つの要素をもつとしても [それは正しい証因では] ない。それ故、三つの条件をもつ諸々 [の証因] は [論証に対して] 無能である。」

⁽²²⁷⁾cākṣuṣatve na cāsty asau JS : cākṣuṣatve 'tha nāsty asau K/Kunst : mig gis gzung bya 'di ñid 'dod T

⁽²²⁸⁾na n.e. T

⁽²²⁹⁾śabdādīpādivastuṣu JS (sgra dang mar me sogs dngos la T) : śabdādivastuṣu K

ことが見られる。」 (= TS 1377)

と述べたことであるからである。また、<眼で見られること>が無常性 [が成立する以外の] <他のあり方では成立しえない>としても⁽²³⁰⁾、「それは」つまり [<音声> という] 主題の属性 [としての <眼で見られること> という証因⁽²³¹⁾] は存在しない。従って、[Pātrasvāmin による「 <他のあり方では成立しえないこと> という一条件のみによって主題所属性等が含意される」という反論は] 決して確定されない⁽²³²⁾。(1414)

3.4. 「彼は浅黒い。かの人の息子であるから」という推論式に対する批判

(J165b3; K415,24; S508,11; Kunst(T) 183,10 [D30a5; P59a6])

[Pātrasvāmin によって] 『彼は浅黒い。かの人の息子であるから』という [推論式における] この [証因] は、三つの条件をもつ⁽²³³⁾としても [所証の] 確定のために働くことはない⁽²³⁴⁾と述べられたが、このことに対して [Śāntarakṣita は] 「tatputra-」云々と答える。

(J71b2; D52a4; P63b4)

<かの人の息子であること>等の諸々の証因は、否定的随伴関係が疑わしいので、三条件をもつことはない。異種類のものとの相反がないからである。

tatputratvādihetūnāṃ saṃdigdhavyatirekataḥ /
na trailakṣaṇyasadbhāvo vijātyāvirodhataḥ //TS 1415//

「かの人の息子ではあるが、浅黒くはないかもしれない」というような場合、[証因と異類群との間に] どんな相反もない。従って、異類群からの排除が疑わしい(saṃdigdhavipakṣavyāvṛttikatva) ため、この [証因] が三条件をもつことはない。従って、[三条件を満たすが一条件を満たさない] 実例 [として挙げられたこの証因] は確立されない⁽²³⁵⁾。(1415)

(J165b3; K416,3; S508,15; Kunst(T) 183,19 [D30a6; P59a8])

以下のような [反論が] あるかもしれない。「確かに [証因と異類群の] 相反はない⁽²³⁶⁾。[しかしながら]、もし [<かの人の息子であること> という] 原因にちがいが無い場合に [その息子が浅

⁽²³⁰⁾-anyathānupapanne 'py asau K (gzhan du mi 'thad pa nyid yin na yang 'di la T) : -anyathānupapanno 'sau JS

⁽²³¹⁾KUNST[1939: 51] の補い: “[nämlich die Stimme als pakṣadharmā]” は誤り。

⁽²³²⁾< anekānta eva > というこの一節は、ここまでの一連の議論の結論部分に相当すると考えられるためこのように解釈した。cf. KUNST[1939: 51]: der *hetu* ist also vieldeutig (*anekānta*).

⁽²³³⁾trilakṣaṇo JS : trilakṣaṇe K

⁽²³⁴⁾cf. TS 1369: sa śyāmas tasya putratvād dṛṣṭāḥ śyāmā yathetare /
iti trilakṣaṇo hetur na niścītyai pravartate //
T はここで TS 1369 全体を引用している。

⁽²³⁵⁾cf. KUNST[1939: 52]: “Das Beispiel ist kein gültiger Syllogismus!” に従った。「[非類似性にもとづく] 喩例が確立されない」という解釈も可能である。

⁽²³⁶⁾asty evāvirodhaḥ Kunst ('gal pa yod pa ma yin te T) : asty eva virodhaḥ JKS

黒かったり浅黒くなかったりなど] 結果が異なるとすれば, [その結果は] 原因をもたないものとなってしまうだろう⁽²³⁷⁾」というので, 「karma-」云々と答える。

(J71b3; D52a5; P63b5)

業や食べ物等の諸々の原因は, あらゆる場合で異なるので, 実に, <かの人の息子である> としても, 彼 (= 息子)[肌の色] は [浅黒い色とは] 別の状態となる可能性がある。

karmāhārādihetūnām sarvathāpi viśeṣataḥ /
sambhāvyaṭe 'nyathābhāvas tatputratve 'pi tasya hi //TS 1416//

(J71b4; D52a5; P63b6)

これ (= <かの人の息子であるから> という証因) は, (1) 本質, (2) 結果, あるいは (3) 見られうるものの非知覚 [という三種の証因のいずれ] でもない⁽²³⁸⁾。また, それら [三つ] とは異なる [証因] が, [所証から] 逸脱しないということはない。

nāyaṃ svabhāvaḥ kāryaṃ vā dṛśyasyādrṣṭir eva vā /
na ca tadvyatiriktasya bhavaty avyabhicāritā //TS 1417//⁽²³⁹⁾

善等の特定の業から, また熱い・冷たい等の⁽²⁴⁰⁾[母親の] 食べ物の状態のちがいがから, [浅黒い色ではなく] 白色等, 別の状態となる可能性がある。従って, いかにして [証因と異類群の] 相反があるうか (iti kuto virodhaḥ)。[かの人の息子の肌の色の] 原因のちがいが確立されていないからである⁽²⁴¹⁾。(1416)

さらにまた, <かの人の息子であるから> というこの [証因] は, (1) 例えば <作られたものであること> のように, 本質としての証因ではない。というのも, そのような <作られたもの> には⁽²⁴²⁾, 無常性を除く他の性質 (anyattattva) は存在しないからである。しかしながら, 同様に, <かの人の息子であること> [という証因] に [浅黒いこととは] 別の本質が存在しないとはいえない⁽²⁴³⁾。なぜなら, ある五取蘊 (pañcopādāna-⁽²⁴⁴⁾skandha) を本質とする結果 (= 人間の子供) を⁽²⁴⁵⁾, ある人 (= その子供の親) との関係において (kañcid apekṣya) 「かの人の息子で

(237)cf. KUNST[1939: 52]: “[Mit anderen Worten: wenn *tatputratva* einmal die Ursache des *śyāmatva* und einmal des *aśyāmatva* wäre, könnte von keiner Kausalität die Rede sein].”

(238)同様の批判は PST D82a6; P92b6 にも見られる。

(239)Ce'e PV 1.336: nāyaṃ svabhāvaḥ kāryaṃ vā vastūnām vaktari dhvaniḥ /
na ca tadvyatiriktasya vidyate 'vyabhicāritā //

「それ (= 言葉) は諸々の事物の本質でも結果でもない。言葉は話者において [存在するから]。また, それら (= 本質・結果) とは異なるものに非逸脱性は存在しない。」

(240)uṣṇaśītādy- JK (cf. grang ba dang dro ba'i zas la sogs pa'i T) : uṣṇaśītādy- (sic) S

(241)-bhedasyāsiddhatvāt JS (cf. tha dad par ma grub pa'i phyir T) : -bhedasya siddhatvāt K

(242)na hi tasya kṛtakasya J (byas pa de ni ... ma yin te T) : na hi kṛtakatvasya KS

(243)na tu J/Kunst (cf. med pa ma yin te T) : nanu KS

(244)pañcopādāna- JK : pañcopadāna- S

(245)-ātmakasya kāryasya J (cf 'bras bu nye bar len pa'i phung po lnga bo T) : -ātmakasya KS : -ātmakam Kunst

ある」と呼称しているのであって、<浅黒いこと>について[<かの人の息子である>と表現しているわけ]ではないからである。また、(2) 結果としての証因でもない。因果関係が確立されないからである。また、(3) 非認識でもない。[所証が] 肯定の対象であるから。また、[証因と異類群との] 相反が存在しないことから、浅黒い[色]とは別の色の非存在は⁽²⁴⁶⁾ 確立されない。また、これら[三種の証因]とは異なる証相は、存在しない。[三種の証因以外の] 他の場合には[本質的] 結合関係が存在しないからである。また、結合関係なしに、[証因が] 知らせるものとなることはない。過大適用となるから。それ故、この[<かの人の息子であること>]は、[正しい] 証因ではないし、三条件をもつこともない。従って、どうして逸脱がないことがあるか⁽²⁴⁷⁾。(iti kuto 'vyabhicārah⁽²⁴⁸⁾)。見られるうるものの非知覚とは、認識の条件を備えているものの非認識⁽²⁴⁹⁾のことである。(1417)

⁽²⁴⁶⁾sngo bsangs las gzhan pa'i kha dog med pa ... T より。cf. KUNST[1939: 54]: "... das gegenseitige Sichausschließen der schwarzen und der übrigen Farben ..."

⁽²⁴⁷⁾cf. KUNST[1939: 54]: "Wie kann er also beweiskräftig sein?"

⁽²⁴⁸⁾kuto 'vyabhicārah K : kuto vyabhicārah JS (ga las 'khrul pa yin T)

S, T の支持は得られないが、この部分は、TS 1417cd: na ca ... bhavaty avyabhicāritā の言い換えに相当するため、K の avyabhicārah とする。

⁽²⁴⁹⁾cf. NB 2.12: tatrānupalabdhir, yathā na pradeśaviśeṣe kvacid ghaṭaḥ, upalabdhilakṣaṇa-prāptasyānupalabdher iti.

参考文献と略号

< 一次文献 >

- AKBh Abhidharmakośabhāṣya (Vasubandhu): P. PRADHAN (ed.), *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*, Patna 1967.
- AKVy Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā (Yaśomitra): UNRAI WOGIWARA (ed.), *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā by Yaśomitra*, Part I-II, Tokyo 1932-36.
- AVS Antarvyāptisamarthana (Ratnākaraśānti): see KAJIYAMA[1999].
- DhPr Dharmottarapradīpa (Durvekamiśra): see NB.
- HB Hetubindu (Dharmakīrti): ERNST STEINKELLNER (ed.), *Dharmakīrti's Hetubinduḥ, Teil I Tibetischer Text und rekonstruierter Sanskrit-Text*, Wien 1967.
- HBT Hetubinduṭīkā (Arcaṭa): S. SANGHAVI and JINAVIJAYAJI (ed.), *Hetubinduṭīkā of Bhaṭṭa Arcaṭa with Sub-Commentary Entitled Āloka of Durveka Miśra*, Baroda 1949.
- HBTĀ Hetubinduṭīkāloka (Durvekamiśra): see HBT.
- LT Laghīyastraya (Akalaṅka): MAHENDRA KUMAR SHASTRI (ed.), *Akalaṅka Granthatrayam (Svopajñāvivṛtisahitam Laghīyastrayam, Nyāyaviniścayaḥ, Pramāṇasaṅgrahaś ca) of Śrī Bhaṭṭakalaṅkadeva*, Ahmedabad-Calcutta, 1939.
- LTV Laghīyastrayavivṛtti (Akalaṅka): see LT.
- NA Nyāyāvatāra (Siddhasena Mahāmati): see BALCEROWICZ[2001].
- NAVV Nyāyāvatāravārttikavṛtti (Śāntisūri): DALASUKHA MALWANIYA (ed.), *Nyāyāvatāravārttika-vṛtti of Śāntisūri, Critically and Authentically Edited in the Original Sanskrit with an Elaborate Introduction, Notes, Idices etc. in Hindi*, Bombay 1949 (repr. Ahmedabad 2002).
- NB Nyāyabindu (Dharmakīrti): D. MALVANIA (ed.), *Pandīta Durveka Miśra's Dharmottarapradīpa [Being a Sub-commentary on Dharmottara's Nyāyabinduṭīkā, a Commentary on Dharmakīrti's Nyāyabindu]*, Patna 1955.

- NBPS Nyāyabindupūrvapakṣasamkṣepa (Kamalaśīla): (Tib.) P 5731, vol. 137, śe 113a-122b; D 4232, vol. 16, we 92a-99b.
- NBT Nyāyabinduṭīkā (Dharmottara): see NB.
- ND Nyāyadīpikā (Dharmabhūṣaṇa): ITARU WAKIRYO (ed.), *Abhinava Dharmabhūṣaṇa Yati's Nyāya-dīpikā. Primary Text of Jaina Logic & Epistemology (Study, Text, Translation & Notes)*, Delhi 2001.
- NKC Nyāyakumudacandra (Prabhācandra): MAHENDRA KUMAR SHASTRI (ed.), *Nyāyakumudacandra of Shrīmat-Prabhācandrāchārya, A Commentary on Bhaṭṭākalaṅkadeva's Laghūyastraya*, 2vols., Bombay 1938.
- NMukh Nyāyamukha [因明正理門論] (Dignāga): (Chin.) Taisho 1628, vol. 32, 1a-6a. See also 桂 [1984].
- NP Nyāyapraveśasūtra (Śāṅkarasvāmin): A. B. DHURVA (ed.), *The Nyāyapraveśa, Part I: Sanskrit Text with Commentaries*, Baroda 1930 (repr. Delhi 1987, as *Nyāyapraveśa of Dinnāga with Commentaries of Haribhadra Suri & Parsavadeva*).
- NS Nyāyasūtra (Gautama): TARANATHA NYAYA-TARKATIRTHA and AMARENDRAMOHAN TARKATIRTHA (ed.), *Nyāyadarśanam with Vātsyāyana's Bhāṣya, Uddyotakara's Vārttika, Vācaspati Miśra's Tātparyāṭīkā and Viśvanātha's Vṛtti*, Calcutta 1936 (repr. Kyoto 1982).
- NV Nyāyavārttika (Uddyotakara): see NS.
- NVin Nyāyaviniścaya (Akalaṅka): see LT and NVinVi.
- NVinVi 2 Nyāyaviniścayavivarāṇa (Vādirājasūri): MAHENDRA KUMAR JAIN (ed.), *Nyāyaviniścayavivarāṇa of Śrī Vādirāja Sūri, The Commentary on Bhaṭṭākalaṅkadeva's Nyāyaviniścaya*, vol. 2, Varanasi 1949, 1954 (repr. Delhi 2000).
- NVTṬ Nyāyavārttikatātparyāṭīkā (Vācaspatimiśra): see NS.
- PMī Pramāṇamīmāṃsā (Hemacandra): SATKARI MOOKERJEE (ed.), *Hemacandra's Pramāṇa-mīmāṃsā, Text and Translation with Critical Notes*, Varanasi 1970.
- PMukh Parīkṣāmukha (Māṇikyanandin): MAHENDRA KUMAR JAIN (ed.), *Prameyakamalamārtaṇḍa by Shrī Prabhācandra (A Commentary on Shrī Māṇikyanandin)*, Bombay 1941.

- PSaṃ Pramāṇasaṃgraha (Akalaṅka): see LT.
- PS Pramāṇasamuccaya (Dignāga): see PSV.
- PSṬ Viśālāmalavatī Pramāṇasamuccayaṭīkā (Jinendrabuddhi): (Tib.) D4268; P5766.
- PSV Pramāṇasamuccayavṛtti (Dignāga): (Tib.) See 北川 [1965: 440-579].
- PSV(K) PSV translated by Kanakavarman. (Tib.) P5702.
- PSV(V) PSV translated by Vasudhararakṣita. (Tib.) D4204; P5702.
- PV 1 Pramāṇavārttikakārikā, chapter 1 (Dharmakīrti): see PVSV, PVA and PVV.
- PV 4 Pramāṇavārttikakārikā, chapter 4 (Dharmakīrti): see PVA, PVV and TILLEMANS[2000].
- PVA Pramāṇavārttikālaṅkāra (Prajñākaragupta): RĀHULA SĀṂKRṬYĀYANA (ed.), *Pramāṇavārttikabhāshyam or Vārttikālaṅkāraḥ of Prajñākaragupta*, Patna 1953.
- PVin 2 Pramāṇaviniścaya, chapter 2 (Dharmakīrti): ERNST STEINKELLNER (ed.), *Dharmakīrti's Pramāṇaviniścayaḥ, Zweites Kapitel: Svārthānumānam, Teil I, Tibetischer Text und Sanskrittexte*, Wien 1973.
- PVSV Pramāṇavārttikasvavṛtti (Dharmakīrti): R. GNOLI (ed.), *The Pramāṇavārttikam of Dharmakīrti. The First Chapter with the Auto-commentary*, Roma 1960.
- PVSVṬ Pramāṇavārttikasvavṛttiṭīkā (Kaṛṇakagomin): RĀHULA SĀṂKRṬYĀYANA (ed.), *Kaṛṇakagomin's Commentary on the Pramāṇavārttikavṛtti of Dharmakīrti*, Kyoto 1982.
- PVV Pramāṇavārttikavṛtti (Manorathanandin): [1] S. D. SHASTRI (ed.), *Pramāṇavārttika of Ācārya Dharmakīrti with the Commentary 'Vṛtti' of Ācārya Manorathanandin*, Varanasi 1968 (repr. 1994). [2] RĀHULA SĀṂKRṬYĀYANA (ed.), *Dharmakīrti's Pramāṇavārttika with a commentary by Manorathanandin*, Patna 1937. (本稿では [1] を使用)

- SVR Syādvādaratnākara (Vādidēvasūri): L. MOTILAL (ed.), *Śrīmad-Vādedēvasūri-viracitaḥ Pramāṇanayatattvālokāṅkāraḥ tadvyākhyā ca Syādvādaratnākaraḥ*, Poona 1926-1930.
- SVin Siddhiviniścaya (Akalaṅka): MAHENDRA KUMAR JAIN (ed.), *Siddhiviniścayaṭīkā of Śrī Anantavīryāchārya, The Commentary on Siddhiviniścaya and its vṛtti of Bhaṭṭa Akalaṅkadeva*, 2vols., Varanasi 1959.
- SVinṬ Siddhiviniścayaṭīkā (Anantavīrya): see SVin.
- TAS Tattvārthaśloka-vārttika (Vidyānanda): MANOHARALĀL, RAMACANDRA NĀTHA RAṄGAJI (ed.), *Tattvārthaśloka-vārttikāḷaṅkāra*, Bombay 1918 (repr. Ahmedabad 2002).
- TBV Tattvabodhavidhāyini (Abhayadevasūri): S. SAṄGHAVĪ and B. DOŚĪ (ed.), *Ācārya-śrī-Siddhasena-Divākara praṇītaṃ Saṃmatitarka-prakaraṇam . . . śrīmad-ābhayadevasūrinirmīṭayā Tattvabodhavidhāyinyā vyākhyayā vibhūṣitam*, 5vols., Ahmedabad 1924-1931 (repr. Kyoto 1984).
- TS Tattvasaṃgrahakārikā (Śāntarakṣita): [1] S. D. SHASTRI (ed.), *Tattvasaṅgraha of Ācārya Shāntarakṣita with the Commentary 'Pañjikā' of Shri Kamalashīla*, 2 vols., Varanasi 1968 (repr. Varanasi 1981) [=S]. [2] E. KRISHNAMACHARYA (ed.), *Tattvasaṅgraha of Śāntarakṣita with the Commentary of Kamalāśīla*, 2vols., Baroda 1926 (repr. Baroda 1984 and 1988) [=K].
- TSP Tattvasaṃgrahapañjikā (Kamalaśīla): see TS.

< 二次文献 >

- BALCEROWICZ[2001] PIOTR BALCEROWICZ, *Jaina Epistemology in Historical and Comparative Perspective, Critical Edition and English Translation of Logical-Epistemological Treatises: Nyāyāvatāra, Nyāyāvatāra-vivṛti Nyāyāvatāra-Tippana with Introduction and Note*, Stuttgart 2001.

- BALCEROWICZ[2003] PIOTR BALCEROWICZ, Is 'Inexplicability Otherwise' (*anyathānupapatti*) Otherwise Inexplicable?, *Journal of Indian Philosophy* 31, 2003, 343-380.
- FRAUWALLNER[1959] ERICH FRAUWALLNER, Dignāga, sein Werk und seine Entwicklung, *Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd- und Ostasiens* 3, 1959, 83-164 [=Kleine Schriften 759-841].
- FUNAYAMA[1992] TORU FUNAYAMA, A Study of *kalpanāpoḍha*: A translation of the *Tattvasaṅgraha* vv. 1212-1263 by Śāntarakṣita and *Tattvasaṅgrahapañjikā* by Kamalaśīla on the definition of direct perception, *Zinbun (Annals of the Institute for Research in Humanities, Kyoto University)* 27, 1992, 33-128.
- FUNAYAMA[2001] TORU FUNAYAMA, On the date of Vinītadeva, RAFFAELE TORELLA (ed.), *Le parole e i marmi, studi in onore di Raniero Gnoli nel suo 70° compleanno*, Rome 2001, 309-325.
- KAJIYAMA[1999] YUICHI KAJIYAMA, *The Antarvyāptisamarthana of Ratnākaraśānti*, Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica II, Tokyo 1999.
- 桂 [1984] 桂紹隆 (SHORYU KATSURA), 「因明正理門論研究 [六]」, 『広島大学文学部紀要』 44, 1984, 43-74.
- 北川 [1965] 北川秀則 (HIDENORI KITAGAWA), 『インド古典論理学の研究 陳那 (Dignāga) の体系』, 東京 1965.
- Kleine Schriften* ERICH FRAUWALLNER, G. OBERHAMMER and ERNST STEINKELLNER (ed.), *Kleine Schriften*, Wiesbaden 1982.
- KRASSER[1991] HELMUT KRASSER, *Dharmottaras kurze Untersuchung der Gültigkeit einer Erkenntnis Laghuprāmāṇyaparīkṣā (Materialien zur Definition gültiger Erkenntnis in der Tradition Dharmakīrtis 2), Teil II, Übersetzung*, Wien 1991.
- KUNST[1939] ARNOLD KUNST, *Problem der Buddhistischen Logik in der Darstellung des Tattvasaṅgraha*, Kraków 1939.
- KUNST[1947] ARNOLD KUNST, Kamalaśīla's Commentary on Śāntarakṣita's Anumānaparīkṣā of the Tattvasaṅgraha, *Mélanges chinois et bouddhique* 8, 1947.

- MIMAKI[1976] KATSUMI MIMAKI, *La Réfutation Bouddhique de la Permanence des Choses (Sthirasiddhidūṣaṇa) et la Preuve de la Momentanéité des Choses (Kṣaṇabhaṅgasiddhi)*, Paris 1976.
- 御牧 [1984] 御牧克巳 (KATSUMI MIMAKI), 「刹那滅論証」, 『講座大乘仏教 9』, 東京 1984, 236-238.
- MOOKERJEE[1935] SATKARI MOOKERJEE, *The Buddhist Philosophy of Universal Flux*, University of Calcutta 1935 (repr. Delhi 1975), 366-400.
- Pāṇini O. BÖHTLINGK, *Pāṇini's Grammatik, Herausgegeben, Übersetzt, Erläutert und mit Verschiedenen Indices Versehen*, Abteilung I, 1998.
- SHAH[1967] N. J. SHAH, *Akalaṅka's Criticism of Dharmakīrti's Philosophy; A Study*, Ahmedabad 1967.
- SHIGA[2001] KIYOKUNI SHIGA, Some Problems concerning *tatputratva*, an Apparent Logical Reason, 『印度学仏教学研究』 50-1, 2001, 490-493.
- 志賀 [2003] 志賀浄邦 (KIYOKUNI SHIGA), 「推理論をめぐる仏教徒とジャイナ教徒の論争 証因の三条件と一条件の対立を中心に」, 『南都仏教』 83, 2003, 60-97.
- 志賀 [2005] 志賀浄邦 (KIYOKUNI SHIGA), 「ジャイナ論理学における内遍充論の生成と発展」, 『ジャイナ教研究』 11, 2005, 53-93.
- STEINKELLNER[1967] ERNST STEINKELLNER, *Dharmakīrti's Hetubinduḥ, Teil II Übersetzung und Anmerkungen*, Wien 1967.
- STEINKELLNER[1979] ERNST STEINKELLNER, *Dharmakīrti's Pramāṇaviniścayaḥ, Zweites Kapitel: Svārthānumānam, Teil II, Übersetzung und Anmerkungen*, Wien 1979.
- STEINKELLNER[1988] ERNST STEINKELLNER, Methodological remarks on the constitution of Sanskrit texts from the Buddhist *Pramāṇa*-tradition, *Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens* 32, 1988, 103-129.

- STEINKELLNER[2004] ERNST STEINKELLNER, An Old Transmissional Mistake in Pātrasvāmin's Definition of the Logical Reason as Quoted by Śāntarakṣita and Jinendrabuddhi, H.W. BODEWITZ and MINORU HARA (ed.), *Gedankenschrift J.W. de Jong*, Tokyo 2004, 185-188.
- STEINKELLNER/
KRASSER[1989] ERNST STEINKELLNER und HELMUT KRASSER, *Dharmottaras Exkurs zur Definition gültiger Erkenntnis im Pramāṇaviniścaya*, Wien 1989.
- STEINKELLNER/
MUCH[1995] ERNST STEINKELLNER und MICHAEL TORSTEN MUCH, *Texte der erkenntnistheoretischen Schule des Buddhismus, Systematische Übersicht über die buddhistische Sanskrit-Literatur II*, Göttingen 1995.
- STEINKELLNER/
KRASSER/LASIC[2005] ERNST STEINKELLNER, HELMUT KRASSER and HORST LASIC, *Jinendrabuddhi's Viśālāmalavatī Pramāṇasamuccayaṭīkā, Chapter 1, Part I: Critical Edition*, Beijing-Vienna 2005.
- SVin, intro. MAHENDRA KUMAR JAIN's English introduction to SVin and SVinṬ: see SVin.
- TILLEMANS[1999] TOM J. F. TILLEMANS, How Much of a Proof Is Scripturally Based Inference (*āgamāśritānumāna*)?, *Dharmakīrti's Thought and Its Impact on Indian and Tibetan Philosophy, Proceedings of the Third International Dharmakīrti Conference, Hiroshima, November 4-6, 1997*, Wien 1999, 395-404.

- TILLEMANS[2000] TOM J. F. TILLEMANS, *Dharmakīrti's Pramāṇavārttika, An annotated translation of the fourth chapter (parārthānumāna) Volume 1 (k. 1-148)*, Wien 2000.
- 宇野 [1980] 宇野惇 (ATSUSHI UNO), 「Vyāpti 考—ジャイナ教に関連して—」, 『密教学』16・17(合併号), 1980, 1-14.
- 若原 [1995] 若原雄昭 (YUSHO WAKAHARA), 「仏教徒のジャイナ教批判(1)」, 『龍谷大学論集』447, 1995, 67-91.

<キーワード> 仏教論理学, シャーンタラクシタ, カマラシーラ, *Tattvasaṃgraha*, ジャイナ論理学, パートラスヴァーミン, 証因の一条件